

○ 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用について（平成19年8月1日付け19企第102号農林水産省大臣官房長通知）一部改正新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>第1～第3 【略】</p> <p>第4 実施基準</p> <p>1 【略】</p> <p>2 交付対象事業 【略】</p> <p>(1)～(3) 【略】</p> <p>(4) 既存施設又は資材の有効利用等の観点及び事業費の低減等の観点からみて、当該地域又は事業実施の実情に即し必要があると認められる場合は、新品、新材の利用による新築の事業のほか、増築、改築、併設若しくは合体の事業（実施要領別表の1の要件類別欄に24及び25が掲げられている事業メニューのうち環境に配慮した機械を導入する場合及び26が掲げられている事業メニューを当該要件類別において実施する場合には、更新の事業を含む。）又は古品、古材の利用による事業を交付対象とすることができるものとする。また、郷土遺産的な建物を保存・活用する場合であって、計画主体が特に必要であると認める場合にあっては、当該施設に係る移転、移築、補修等の事業を交付対象とすることができるものとする。</p> <p>この場合、それぞれの事業による交付対象は次のとおりとする。</p> <p>ア 増築、改築又は併設の事業において、既存施設の取り壊し及び撤去に係る経費は補助対象としない。ただし、ダイオキシン類の規制により休止・遊休化している施設の跡地に、実施要領別表の1の事業欄に掲げる事業のうち、同表の要件類別欄に26が掲げられている事業メニューに係るものにより施設を整備する場合には、この限りでない。</p> <p>イ・ウ 【略】</p> <p>(5) 【略】</p> <p>(6) 交付対象とする施設等は、原則として減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表等による耐用年数が5年以上のものとする。</p> <p>(7)～(17) 【略】</p> <p>(18) 実施要領別表の1の事業メニュー欄の③1都市農山漁村総合交流促進施設、③2木材利活用促進施設、③3地域資源活用交流促進施設、③4地域連携販売力強化施設、③5農林漁業・農山漁村体験施設、③6教養文化・知識習得施設、③7地域資源活用起業支援施設の整備については、建築基準法等関係法令、構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、木造及び内装の木質化に積極的に取り組むこと。</p> <p>(19)～(22) 【略】</p> <p>(23) 実施要領別表の1の事業メニュー欄の③暗渠排水、③8産地振興追加補完整備及び③9小規模農林地等保全整備で整備する暗渠排水のうち、市町村、土地改良区、農業協同組合等が所有するとともに、災害対策基本法第42条に規定する市町村地域防災計画等において、地域排水機能の発揮により湛水被害の発生防止を図ることが位置づけられているものを地域排水型暗渠排水と称することとし、市町村が所有する場合にあっては、行政財産として適切に管理することとする。</p> <p>(24) 実施要領別表の1の事業メニュー欄の③10地域連携販売力強化施設については、農山漁村における地域内外又は地域間の相互連携の促進や生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であって、1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出し、6次産業化と女性参画の促進に寄与するものであること。</p> <p>(25)・(26) 【略】</p> <p>3 受益者数</p> <p>(1) 交付対象事業の受益者数は、1箇所又は1施設の個々の施設等について、農林漁業者3者以上とするものとする。</p> <p>(2) (1)の規定にかかわらず、実施要領別表の1の要件類別欄に4から8までが掲げられている事業メニューについては、農林漁業者2者以上とするものとする。</p> <p>(3) (1)の規定にかかわらず、実施要領別表の1の要件類別欄に3が掲げられている事業メニューによる教育ファームの整備等、学校法人及びそれに準ずる者で計画主体が特に認める者が受益者となる場合にあっては、この限りでない。</p> <p>第5 事業の施行</p> <p>1 【略】</p> <p>2 施行方法</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 直営施行</p> <p>ア 工 事</p>	<p>第1～第3 【略】</p> <p>第4 実施基準</p> <p>1 【略】</p> <p>2 交付対象事業 【略】</p> <p>(1)～(3) 【略】</p> <p>(4) 既存施設又は資材の有効利用等の観点及び事業費の低減等の観点からみて、当該地域又は事業実施の実情に即し必要があると認められる場合は、新品、新材の利用による新築の事業のほか、増築、改築、併設若しくは合体の事業（実施要領別表の1の要件類別欄に26及び27が掲げられている事業メニューのうち環境に配慮した機械を導入する場合及び28が掲げられている事業メニューを当該要件類別において実施する場合には、更新の事業を含む。）又は古品、古材の利用による事業を交付対象とすることができるものとする。また、郷土遺産的な建物を保存・活用する場合であって、計画主体が特に必要であると認める場合にあっては、当該施設に係る移転、移築、補修等の事業を交付対象とすることができるものとする。</p> <p>この場合、それぞれの事業による交付対象は次のとおりとする。</p> <p>ア 増築、改築又は併設の事業において、既存施設の取り壊し及び撤去に係る経費は補助対象としない。ただし、ダイオキシン類の規制により休止・遊休化している施設の跡地に、実施要領別表の1の事業欄に掲げる事業のうち、同表の要件類別欄に28が掲げられている事業メニューに係るものにより施設を整備する場合には、この限りでない。</p> <p>イ・ウ 【略】</p> <p>(5) 【略】</p> <p>(6) 交付対象とする施設等は、原則として減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数が5年以上のものとする。</p> <p>(7)～(17) 【略】</p> <p>(18) 実施要領別表の1の事業メニュー欄の③6都市農山漁村総合交流促進施設、③7木材利活用促進施設、③8地域資源活用交流促進施設、③9地域連携販売力強化施設、③10農林漁業体験施設のうち滞在施設、③11農山漁村体験施設、③12教養文化・知識習得施設、③13地域資源活用起業支援施設の整備については、建築基準法等関係法令、構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、木造及び内装の木質化に積極的に取り組むこと。</p> <p>(19)～(22) 【略】</p> <p>(23) 実施要領別表の1の事業メニュー欄の③暗渠排水、③14産地振興追加補完整備及び③15小規模農林地等保全整備で整備する暗渠排水のうち、市町村、土地改良区、農業協同組合等が所有するとともに、災害対策基本法第42条に規定する市町村地域防災計画等において、地域排水機能の発揮により湛水被害の発生防止を図ることが位置づけられているものを地域排水型暗渠排水と称することとし、市町村が所有する場合にあっては、行政財産として適切に管理することとする。</p> <p>(24) 実施要領別表の1の事業メニュー欄の③16地域連携販売力強化施設については、農山漁村における地域内外又は地域間の相互連携の促進や生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であって、1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出し、6次産業化と女性参画の促進に寄与するものであること。</p> <p>(25)・(26) 【略】</p> <p>3 受益者数</p> <p>(1) 交付対象事業の受益者数は、1箇所又は1施設の個々の施設等について、農林漁業者3者以上とするものとする。</p> <p>(2) (1)の規定にかかわらず、実施要領別表の1の要件類別欄に6から10までが掲げられている事業メニューについては、農林漁業者2者以上とするものとする。</p> <p>(3) (1)の規定にかかわらず、実施要領別表の1の要件類別欄に5が掲げられている事業メニューによる教育ファームの整備等、学校法人及びそれに準ずる者で計画主体が特に認める者が受益者となる場合にあっては、この限りでない。</p> <p>第5 事業の施行</p> <p>1 【略】</p> <p>2 施行方法</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 直営施行</p> <p>ア 工 事</p>

直営施行においては、事業実施主体は、実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、直接、材料の購入、現場雇用労働者の雇用等を行い、所定の期間内に事業を施行するとともに、現場主任等を選任し、現場の事務の一切の処理に当たらせることにより、工事の適正な実施を図るものとする。選任された現場主任等は、適正な工事の実施を図るため、工事材料の検収、受払い、現場雇用労働者の出役の確認等を行うほか、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影、工事日誌の記録等により工事の実施状況を明確にするものとし、併せて、工事期間中の事故防止等について、細心の注意を払うものとする。

なお、実施要領別表の1の要件類別欄に4が掲げられている事業メニューにおいて、農家・地域住民等参加型の直営施行を行う場合は、農業農村整備事業等における農家・地域住民等参加型の直営施工について（平成14年3月29日付け13農振第3737号農林水産省生産局長・農村振興局長通知）に基づき実施するものとする。

イ 【略】

(3)～(5) 【略】

3 【略】

第6 【略】

第7 事業完了に伴う手続

1 【略】

2 事業の実績報告

(1) 【略】

(2) 計画主体である事業実施主体は、実績報告書に出来高設計書、事業完了後の施設等の写真及び領収書等を添付して当該都道府県又は市町村の区域を管轄する地方農政局長（北海道にあっては農林水産大臣。以下同じ。）に報告するものとする。

3 【略】

第8 【略】

第9 施設等の管理

1～6 【略】

7 災害等の報告

(1) 【略】

(2) 手戻り工事が発生した旨の報告を受けた計画主体又は事業実施主体である計画主体は、速やかに当該都道府県又は市町村の区域を管轄する地方農政局（北海道にあっては農林水産省農村振興局）へ電話等により連絡するとともに、手戻り工事が発生した日から30日以内に地方農政局長に（1）の報告内容に準じた報告書を提出するものとする。

(3) 【略】

第10 【略】

第11 交付対象事業費の内容、構成及び積算

1 交付対象事業費の内容

(1) 遊休農地解消支援

実施要領別表の1の事業メニュー欄の④遊休農地解消支援の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は次のとおりとする。

【略】

(2) 土地基盤の整備

ア 実施要領別表の1の事業メニュー欄の①から⑩その他これらに類する農地等の整備（以下「農地等の整備」という。）の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は、次のとおりとする。

1 工事費関係 (a) 工事費	支給品費を含む。修景施業や花木植栽等が必要な場合は、樹高伐、樹下植栽、その他育林を含む。
(b) 測量設計費 (c) 機械器具費	工事に必要な調査、測量及び試験に要する経費 工事の施行に必要な機械器具等の購入費（耐用年数期間が、工事期間を超えるものを除く。）

直営施行においては、事業実施主体は、実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、直接、材料の購入、現場雇用労働者の雇用等を行い、所定の期間内に事業を施行するとともに、現場主任等を選任し、現場の事務の一切の処理に当たらせることにより、工事の適正な実施を図るものとする。選任された現場主任等は、適正な工事の実施を図るため、工事材料の検収、受払い、現場雇用労働者の出役の確認等を行うほか、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影、工事日誌の記録等により工事の実施状況を明確にするものとし、併せて、工事期間中の事故防止等について、細心の注意を払うものとする。

なお、実施要領別表の1の要件類別欄に6が掲げられている事業メニューにおいて、農家・地域住民等参加型の直営施行を行う場合は、農業農村整備事業等における農家・地域住民等参加型の直営施工について（平成14年3月29日付け13農振第3737号農林水産省生産局長・農村振興局長通知）に基づき実施するものとする。

イ 【略】

(3)～(5) 【略】

3 【略】

第6 【略】

第7 事業完了に伴う手続

1 【略】

2 事業の実績報告

(1) 【略】

(2) 計画主体である事業実施主体は、実績報告書に出来高設計書、事業完了後の施設等の写真及び領収書等を添付して当該都道府県又は市町村の区域を管轄する地方農政局長（北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に報告するものとする。

3 【略】

第8 【略】

第9 施設等の管理

1～6 【略】

7 災害等の報告

(1) 【略】

(2) 手戻り工事が発生した旨の報告を受けた計画主体又は事業実施主体である計画主体は、速やかに当該都道府県又は市町村の区域を管轄する地方農政局（北海道にあっては農林水産省農村振興局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局）へ電話等により連絡するとともに、手戻り工事が発生した日から30日以内に地方農政局長に（1）の報告内容に準じた報告書を提出するものとする。

(3) 【略】

第10 【略】

第11 交付対象事業費の内容、構成及び積算

1 交付対象事業費の内容

(1) 遊休農地解消支援

実施要領別表の1の事業メニュー欄の④遊休農地解消支援の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は次のとおりとする。

【略】

(2) 土地基盤の整備

ア 実施要領別表の1の事業メニュー欄の①から⑩その他これらに類する農地等の整備（以下「農地等の整備」という。）の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は、次のとおりとする。

1 工事費関係 (a) 工事費	支給品費を含む。修景施業や花木植栽等が必要な場合は、樹高伐、樹下植栽、その他育林を含む。
(b) 測量設計費 (c) 機械器具費	工事に必要な調査、測量及び試験に要する経費 工事の施行に必要な機械器具等の購入費（耐用年数期間が、工事期間を超えるものを除く。）

(d) 営繕費	工事の施行に必要な事務所、現場詰所等の設置及び借入れに必要な経費
(e) 用地費及び補償費	<p>実施要領別表の1の要件類別欄に、<u>4</u>、<u>5</u>、<u>8</u>（別表の要件類別<u>8</u>の要件等欄の1の表の<u>13</u>農用地等集団化の(5)交換分合附帯農道等整備及び<u>48</u>土地利用調整の(2)交換分合附帯農道等整備に限る。）、<u>10</u>（別表の要件類別<u>10</u>の要件等欄の1の表の(9)生産環境整備、(10)生産技術高度化施設、(11)農作物被害防止施設及び(12)附帯整備を除く。）、<u>11</u>及び<u>13</u>が掲げられている事業メニュー、実施要領別表の1の事業メニュー欄の<u>9</u>農業集落道、<u>10</u>連絡農道及び<u>10</u>小規模農林地等保全整備に要するものに限る。</p> <p>実施要領別表の1の要件類別欄に<u>26</u>が掲げられている事業メニューは補償費に限るものとする。補償費については、工事の施行に伴う騒音、地盤の沈下等による損失補償は、事業実施主体及び工事請負人が善良な管理を行っていたにもかかわらず予測できなかった不可抗力により損失を与えた場合に限る。</p> <p>なお、用地費及び補償費の取扱いに当たっては、「土地改良事業に伴う用地等の取得及び損失補償要綱の制定について」（昭和38年3月23日付け38農地第251号農地局長通知）の定めるところに準ずるなど適正に行うものとする。</p>
(f) 全体実施設計費	
(g) 換地費	土地改良法第2条第2項第2号に規定する区画整理及び同法同条同項第3号に規定する農用地の造成に要するものに限る。
(h) 工事雑費	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（農山漁村活性化対策整備交付金）の附帯事務費及び工事雑費の取扱いについて（平成19年8月1日付け19企第104号農林水産省大臣官房長通知。以下「附帯事務費及び工事雑費の取扱通知」という。）の記の2によるものとする。
2 交換分合事業費	土地改良法第2条第2項第6号及び農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条の2に規定する交換分合に要するものに限る。

(d) 営繕費	工事の施行に必要な事務所、現場詰所等の設置及び借入れに必要な経費
(e) 用地費及び補償費	<p>実施要領別表の1の要件類別欄に、<u>6</u>、<u>7</u>、<u>10</u>（別表の要件類別<u>10</u>の要件等欄の1の表の<u>14</u>農用地等集団化の(5)交換分合附帯農道等整備及び<u>69</u>土地利用調整の(2)交換分合附帯農道等整備に限る。）、<u>12</u>（別表の要件類別<u>12</u>の要件等欄の1の表の(9)生産環境整備、(10)生産技術高度化施設、(11)農作物被害防止施設及び(12)附帯整備を除く。）、<u>13</u>及び<u>15</u>が掲げられている事業メニュー、実施要領別表の1の事業メニュー欄の<u>10</u>農業集落道、<u>11</u>連絡農道及び<u>69</u>小規模農林地等保全整備に要するものに限る。</p> <p>実施要領別表の1の要件類別欄に<u>28</u>が掲げられている事業メニューは補償費に限るものとする。補償費については、工事の施行に伴う騒音、地盤の沈下等による損失補償は、事業実施主体及び工事請負人が善良な管理を行っていたにもかかわらず予測できなかった不可抗力により損失を与えた場合に限る。</p> <p>なお、用地費及び補償費の取扱いに当たっては、「土地改良事業に伴う用地等の取得及び損失補償要綱の制定について」（昭和38年3月23日付け38農地第251号農地局長通知）の定めるところに準ずるなど適正に行うものとする。</p>
(f) 全体実施設計費	
(g) 換地費	土地改良法第2条第2項第2号に規定する区画整理及び同法同条同項第3号に規定する農用地の造成に要するものに限る。
(h) 工事雑費	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（農山漁村活性化対策整備交付金）の附帯事務費及び工事雑費の取扱いについて（平成19年8月1日付け19企第104号農林水産省大臣官房長通知。以下「附帯事務費及び工事雑費の取扱通知」という。）の記の2によるものとする。
2 交換分合事業費	土地改良法第2条第2項第6号及び農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条の2に規定する交換分合に要するものに限る。

イ 実施要領別表の1の事業メニュー欄の37農林水産業・農山漁村体験施設のうち林業体験林、山菜園、きのこ園その他これらに類する林地等の整備の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は、次のとおりとする。

【略】

(3) 共同利用機械器具

実施要領別表の1の事業メニュー欄の18高生産性農業用機械施設及び20林業機械施設その他共同利用機械器具の購入（以下「共同利用機械器具の購入」という。）に要する経費に係る国の交付対象経費は、次のとおりとする。

【略】

(4) 建築工事及び製造請負工事

実施要領別表の1の事業メニューのうち同表の1の事業メニュー欄の41遊休農地解消支援、農地等の整備及び共同利用機械器具の購入以外のもの（以下「建築工事及び製造請負工事」という。）の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は、次のとおりとする。

【略】

(5) 新用途米穀生産製造連携支援

実施要領別表の1の事業メニュー欄の69新用途米穀生産製造連携支援の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は次のとおりとする。

1 報酬	委員手当
2 賃金	日々雇用者賃金、技術補助員等
3 報償費	謝金
4 旅費	普通旅費、特別旅費（委員等旅費、研修旅費、日額旅費）
5 需用費	消耗品費、車輛燃料費、印刷製本費、食糧費（茶菓子賄料等）、資料購入費、修繕費等 なお、食糧費の取扱いは、食糧費の用途通知に基づくものとする。

イ 実施要領別表の1の事業メニュー欄の38農林漁業体験施設のうち林業体験林、山菜園、きのこ園その他これらに類する林地等の整備の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は、次のとおりとする。

【略】

(3) 共同利用機械器具

実施要領別表の1の事業メニュー欄の20高生産性農業用機械施設、22農林業基盤整備用機械及び23林業機械施設その他共同利用機械器具の購入（以下「共同利用機械器具の購入」という。）に要する経費に係る国の交付対象経費は、次のとおりとする。

【略】

(4) 建築工事及び製造請負工事

実施要領別表の1の事業メニューのうち同表の1の事業メニュー欄の42遊休農地解消支援、農地等の整備及び共同利用機械器具の購入以外のもの（以下「建築工事及び製造請負工事」という。）の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は、次のとおりとする。

【略】

(5) 新規需要米生産製造連携支援

実施要領別表の1の事業メニュー欄の69新規需要米生産製造連携支援の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は次のとおりとする。

1 報酬	委員手当
2 賃金	日々雇用者賃金、技術補助員等
3 報償費	謝金
4 旅費	普通旅費、特別旅費（委員等旅費、研修旅費、日額旅費）
5 需用費	消耗品費、車輛燃料費、印刷製本費、食糧費（茶菓子賄料等）、資料購入費、修繕費等 なお、食糧費の取扱いは、食糧費の用途通知に基づくものとする。

6	役務費	通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、広告料等
7	委託料	登記事務、測量及びコンサルタント等の委託料等
8	使用料及び賃借料	会議室、土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
9	物品・備品購入費	事業の実施に必要な物品や事業用備品等購入費（原則として、耐用年数期間が、交付対象事業の実施期間を超えるものを除く。）
10	給料、職員手当等	<u>新用途米穀</u> 生産製造連携支援に直接従事する職員の給料、職員手当等（退職手当を除く。）
11	共済費	給料が支弁される者に係る共済組合負担金、保険料
12	調査試験費	調査試験・研修等のための技術指導費、調査試験記帳手当、資材・原材料費、構築物設置費等

(6)～(8)【略】

2 【略】

3 交付対象事業費の積算及び取扱い

交付対象事業費は、それぞれの施行方法に応じ、次により積算するものとする。

また、1事業が2以上の施行方法により施行される場合には、それぞれの施行方法別に区分して積算するものとする。

なお、直営施行で実施する場合は、交付対象事業費の構成・積算等に当たり、諸経費（現場管理費、一般管理費等）を計上しないものとする。ただし、(1)の土地基盤の整備にあつては、現場管理費のうち現場雇用労働者に関する労災保険等の保険料についてのみ計上できるものとする。

(1) 土地基盤の整備

ア 【略】

イ 林道・作業道等の積算

実施要領別表の1の事業メニュー欄の⑭林道・作業道その他これに類する工事は、森林整備事業設計積算要領（平成12年3月31日付け12林野計第138号農林水産省林野庁長官通知）、森林整備事業標準歩掛（平成11年4月1日付け11林野計第133号農林水産省林野庁長官通知）、森林整備事業建設機械経費積算要領（平成11年4月1日付け11林野計第134号農林水産省林野庁長官通知）、森林整備事業建設機械等賃貸積算基準（平成11年4月1日付け11林野計第135号農林水産省林野庁長官通知）、森林整備事業に係る仮設材損料算定基準（平成11年4月1日付け11林野計第136号農林水産省林野庁長官通知）及び森林整備事業に係る仮設材賃料算定基準（平成11年4月1日付け11林野計第137号農林水産省林野庁長官通知）に準じて積算するものとする。

なお、上記通知で規定する指導監督費は、第11の1の(8)のアの附帯事務費の額に含むものとする。

ウ～オ 【略】

(2)・(3) 【略】

(別表) 要件類別ごとの要件等

要件	要件等
要件	
類別	
	【削る】

6	役務費	通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、広告料等
7	委託料	登記事務、測量及びコンサルタント等の委託料等
8	使用料及び賃借料	会議室、土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
9	物品・備品購入費	事業の実施に必要な物品や事業用備品等購入費（原則として、耐用年数期間が、交付対象事業の実施期間を超えるものを除く。）
10	給料、職員手当等	<u>新規需要米</u> 生産製造連携支援に直接従事する職員の給料、職員手当等（退職手当を除く。）
11	共済費	給料が支弁される者に係る共済組合負担金、保険料
12	調査試験費	調査試験・研修等のための技術指導費、調査試験記帳手当、資材・原材料費、構築物設置費等

(6)～(8)【略】

2 【略】

3 交付対象事業費の積算及び取扱い

交付対象事業費は、それぞれの施行方法に応じ、次により積算するものとする。

また、1事業が2以上の施行方法により施行される場合には、それぞれの施行方法別に区分して積算するものとする。

なお、直営施行で実施する場合は、交付対象事業費の構成・積算等に当たり、諸経費（現場管理費、一般管理費等）を計上しないものとする。ただし、(1)の土地基盤の整備にあつては、現場管理費のうち現場雇用労働者に関する労災保険等の保険料についてのみ計上できるものとする。

(1) 土地基盤の整備

ア 【略】

イ 林道・作業道等の積算

実施要領別表の1の事業メニュー欄の⑮林道・作業道その他これに類する工事は、森林整備事業設計積算要領（平成12年3月31日付け12林野計第138号農林水産省林野庁長官通知）、森林整備事業標準歩掛（平成11年4月1日付け11林野計第133号農林水産省林野庁長官通知）、森林整備事業建設機械経費積算要領（平成11年4月1日付け11林野計第134号農林水産省林野庁長官通知）、森林整備事業建設機械等賃貸積算基準（平成11年4月1日付け11林野計第135号農林水産省林野庁長官通知）、森林整備事業に係る仮設材損料算定基準（平成11年4月1日付け11林野計第136号農林水産省林野庁長官通知）及び森林整備事業に係る仮設材賃料算定基準（平成11年4月1日付け11林野計第137号農林水産省林野庁長官通知）に準じて積算するものとする。

なお、上記通知で規定する指導監督費は、第11の1の(8)のアの附帯事務費の額に含むものとする。

ウ～オ 【略】

(2)・(3) 【略】

(別表) 要件類別ごとの要件等

要件	要件等				
要件					
類別					
1	1 事業内容 <u>本要件類別に該当する実施要領別表の1の事業メニュー欄の⑯遊休農地解消支援の事業内容は、次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。</u>				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業メニュー</th> <th>事業の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>遊休農地解消支援</u> <u>⑯遊休農地解消支援</u></td> <td><u>ア 実施要領別表の1の要件類別欄に2及び5が掲げられている事業メニューを実施する市町村、農業協同組合、土地改良区、農業委員会、農林漁業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人又はNPO法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律7号）第2条第2項の規定による特定非営利活動法人をいう。以下この別表において同じ。）に対する指導・助言等</u> <u>イ 指導・助言に資する遊休農地解消対策に係る情報の収集及び検討会等の開催</u> <u>ウ 遊休農地解消対策に係る制度、施策等の啓発普及活動</u> <u>エ その他必要な活動</u></td> </tr> </tbody> </table>	事業メニュー	事業の内容	<u>遊休農地解消支援</u> <u>⑯遊休農地解消支援</u>	<u>ア 実施要領別表の1の要件類別欄に2及び5が掲げられている事業メニューを実施する市町村、農業協同組合、土地改良区、農業委員会、農林漁業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人又はNPO法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律7号）第2条第2項の規定による特定非営利活動法人をいう。以下この別表において同じ。）に対する指導・助言等</u> <u>イ 指導・助言に資する遊休農地解消対策に係る情報の収集及び検討会等の開催</u> <u>ウ 遊休農地解消対策に係る制度、施策等の啓発普及活動</u> <u>エ その他必要な活動</u>
事業メニュー	事業の内容				
<u>遊休農地解消支援</u> <u>⑯遊休農地解消支援</u>	<u>ア 実施要領別表の1の要件類別欄に2及び5が掲げられている事業メニューを実施する市町村、農業協同組合、土地改良区、農業委員会、農林漁業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人又はNPO法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律7号）第2条第2項の規定による特定非営利活動法人をいう。以下この別表において同じ。）に対する指導・助言等</u> <u>イ 指導・助言に資する遊休農地解消対策に係る情報の収集及び検討会等の開催</u> <u>ウ 遊休農地解消対策に係る制度、施策等の啓発普及活動</u> <u>エ その他必要な活動</u>				

【削る】

2

1 事業内容

本要件類別に該当する実施要領別表の1の事業メニュー欄の㉔遊休農地解消支援の事業内容は、次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

事業メニュー	事業の内容
遊休農地解消支援 ㉔遊休農地解消支援	次のアからキの事業の内容を地域の実態に応じ選択して実施するものとする。 ア 遊休農地の土地条件、荒廃状況等の実態調査、分布図作成 イ 遊休農地再生のための先進事例及び市場等の調査、作物選定のための試験展示ほの設置 ウ 市民農園としてのニーズ調査 エ 農用地以外の利用についてのニーズ及び先進事例等調査、実証展示ほの設置（鳥獣害防止を目的とした雑木除去による緩衝帯設置、放牧のための電気柵設置） オ 援農、農地の保全管理、景観形成、植林等のボランティア活動 カ 老朽ハウス等の再生活用 キ ア～カを踏まえた検討会の開催、それに必要な以下に掲げる各種取組 (ア) 遊休農地の解消計画の作成 (イ) 耕作放棄対策に必要な測量の実施等 (ウ) 遊休農地の不在地主に対する追跡調査 (エ) 耕作放棄地への再生可能エネルギー施設設置のためのニーズ調査 (オ) その他必要な活動

2 要件

- (1) 1の表の事業の内容欄のアからエの調査・調整活動等を実施した場合は、その実施概要及び解消を図ろうとする遊休農地面積、再活用の方法その他必要事項を取りまとめた活動結果概要書を作成し、効率的な遊休農地の解消・再活用に資するものとする。
- (2) 本要件類別に該当する事業の対象区域は、市町村全域又は旧市町村の区域とする。
ただし、1の表の事業の内容欄のオの活動については、中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）第6の2の(1)の集落協定の対象農用地を除いた区域とする。
- (3) 本要件類別に該当する事業の実施に当たっては、農地法第30条から第44条までに規定する遊休農地に関する措置、基盤強化法第6条第1項に基づいて市町村が定める農業経営の基盤の強化の促進に関する基本的な構想の内容その他遊休農地解消等のための関連諸制度等との連携及び整合に留意するものとする。
- (4) 本要件類別に該当する事業を実施する市町村は、遊休農地解消のための取組が効率的に推進されるよう、関係機関において綿密な連絡調整を行うものとする。
- (5) 事業実施主体は、1の表の事業の内容欄のオの援農、農地の保全管理、景観形成、植林等のボランティア活動により利活用が可能となった農地について、当該ボランティア活動の目的に資するよう努めるものとする。

3

1 事業内容

本要件類別に該当する事業の内容は、農山漁村景観を活かした農山漁村地域の振興を図るため、良好な農山漁村景観の再生・保全に資する土地改良施設等の整備、改修又は修景とし、実施要領別表の1の要件類別欄に3が掲げられている事業メニューごとに次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

事業メニュー等	事業の内容
農地等補完保全整備 ㉗小規模農林地等保全整備 (1)～(2) 【略】	【略】
景観・生態系保全整備 ㉘景観・生態系保全整備 (1)～(16) 【略】	【略】

2 要件 【略】

4

1 事業内容

本要件類別に該当する事業の内容は、美しい自然及び農山漁村景観を保全・再生することを趣旨とし、実施要領別表

1

1 事業内容

本要件類別に該当する事業の内容は、農山漁村景観を活かした農山漁村地域の振興を図るため、良好な農山漁村景観の再生・保全に資する土地改良施設等の整備、改修又は修景とし、実施要領別表の1の要件類別欄に1が掲げられている事業メニューごとに次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

事業メニュー等	事業の内容
農地等補完保全整備 ㉕小規模農林地等保全整備 (1)～(2) 【略】	【略】
景観・生態系保全整備 ㉖景観・生態系保全整備 (1)～(16) 【略】	【略】

2 要件 【略】

2

1 事業内容

本要件類別に該当する事業の内容は、美しい自然及び農山漁村景観を保全・再生することを趣旨とし、実施要領別表

の1の要件類別欄に2が掲げられている事業メニューごとに次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

事業メニュー	事業の内容
基盤整備 ⑨農業集落道	【略】
簡易給排水施設 【削る】 【削る】 ⑳簡易給排水施設	【削る】 【削る】 農家等の生活に必要なとなる飲水の供給のための簡易な給水施設、し尿・生活雑排水等を浄化するための簡易な排水処理施設等及びこれらの附帯施設の整備
地域資源活用総合交流促進施設 ㉑都市農山漁村総合交流促進施設 ㉒廃校・廃屋等改修交流施設 ㉓受入機能強化施設	【略】
農林漁業・農山漁村体験施設 ㉔農林漁業・農山漁村体験施設	【略】
自然環境等活用交流学習施設 ㉕自然環境保全・活用交流施設 ㉖宿泊体験活動受入拠点施設	【略】

2 事業実施主体

(1) 1の表の事業メニュー欄の㉓受入機能強化施設の事業実施主体は、都道府県、市町村、農業協同組合、森林組合、又は漁業協同組合、農林漁業者の組織する団体のいずれかとする。ただし、農林水産物処理加工施設を整備するに当たっては、農林漁業者等の組織する団体のうち農業者の組織する団体を除くものとする。

なお、農業者の組織する団体とは、農家3人以上が構成員に含まれている団体であって、当該農家が全体の議決権の過半を占める等当該団体の事業活動を実質的に支配すると認められる次に掲げる団体とする（以下この別表において同じ。）。

ア～オ 【略】

(2) ㉖宿泊体験活動受入拠点施設の事業実施主体は、都道府県、市町村又は受入地域協議会（市町村のほか、農林漁家民宿、民泊の受入れを行う農林漁家等で組織する協議会）のいずれかとする。

【削る】

3 要件

(1) 実施要領別表の2の要件類別2の要件欄の1の農村振興局長が別に定める場合とは、実施要領別表の1の事業メニュー欄の㉔農林漁業・農山漁村体験施設、㉓受入機能強化施設及び㉖宿泊体験活動受入拠点施設を行う場合とする。

(2) 1の表の事業メニュー欄の㉔簡易給排水施設のうち簡易給水施設は、給水人口3人以上50人未満のものとする。

(3) 1の表の事業メニュー欄の㉔簡易給排水施設のうち簡易排水施設は、次の要件をすべて満たしていること。

ア～イ 【略】

(4) 1の表の事業メニュー欄の㉓受入機能強化施設の整備に当たっては、当該施設が宿泊体験活動における受入機能の強化及びグリーン・ツーリズム等を通じた農山漁村の活性化を図るために必要な施設であること。

(5) 1の表の事業メニュー欄の㉖宿泊体験活動受入拠点施設の整備に当たっては、次によるものとする。

ア～ウ 【略】

3 1 事業内容

の1の要件類別欄に4が掲げられている事業メニューごとに次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

事業メニュー	事業の内容
基盤整備 ⑩農業集落道	【略】
簡易給排水施設 ㉑簡易給水施設 ㉒簡易排水施設 【新設】	農家等の生活に必要なとなる飲水の供給のための簡易な給水施設及びこれらの附帯施設の整備 し尿・生活雑排水等の浄化するための簡易な排水処理施設等及びこれらの附帯施設の整備
地域資源活用総合交流促進施設 ㉑都市農山漁村総合交流促進施設 ㉒廃校・廃屋等改修交流施設 ㉓受入機能強化施設	【略】
農林漁業体験施設 ㉔農林漁業体験施設	【略】
自然環境等活用交流学習施設 ㉕自然環境保全・活用施設 ㉖宿泊体験活動受入拠点施設	【略】

2 事業実施主体

(1) 1の表の事業メニュー欄の㉓受入機能強化施設の事業実施主体は、都道府県、市町村、農業協同組合、森林組合、又は漁業協同組合、農林漁業者の組織する団体のいずれかとする。ただし、農林水産物処理加工施設を整備するに当たっては、農林漁業者等の組織する団体のうち農業者の組織する団体を除くものとする。

なお、農業者の組織する団体とは、農家3人以上が構成員に含まれている団体であって、当該農家が全体の議決権の過半を占める等当該団体の事業活動を実質的に支配すると認められる次に掲げる団体とする（以下この別表において同じ。）。

ア～オ 【略】

(2) ㉖宿泊体験活動受入拠点施設の事業実施主体は、都道府県、市町村又は受入地域協議会（市町村のほか、農林漁家民宿、民泊の受入れを行う農林漁家等で組織する協議会）のいずれかとする。

3 交付額算定交付率

NPO法人が事業実施主体である場合は、実施要領別表の2の要件類別4の交付額算定交付率欄の規定にかかわらず沖縄県は、1/2とする。

4 要件

(1) 実施要領別表の2の要件類別4の要件欄の1の農村振興局長が別に定める場合とは、実施要領別表の1の事業メニュー欄の㉔農林漁業体験施設、㉓受入機能強化施設及び㉖宿泊体験活動受入拠点施設を行う場合とする。

(2) 1の表の事業メニュー欄の㉑簡易給水施設は、給水人口3人以上50人未満のものとする。

(3) 1の表の事業メニュー欄の㉒簡易排水施設は、次の要件をすべて満たしていること。

ア～イ 【略】

(4) 1の表の事業メニュー欄の㉓受入機能強化施設の整備に当たっては、当該施設が宿泊体験活動における受入機能の強化及びグリーン・ツーリズム等を通じた農山漁村の活性化を図るために必要な施設であること。

(5) 1の表の事業メニュー欄の㉖宿泊体験活動受入拠点施設の整備に当たっては、次によるものとする。

ア～ウ 【略】

5 1 事業内容

本要件類別に該当する事業の内容は、多様な主体が遊休農地を活用して農業生産活動や市民農園の開設を行う場合に必要土地条件整備等とし、実施要領別表の1の要件類別欄に3が掲げられている事業メニューごとに次表の事業の内容欄に記載されているとおりとす。

事業メニュー	事業の内容
【削る】 【削る】	【削る】
農林漁業・農山漁村体験施設 ⑦農林漁業・農山漁村体験施設	遊休農地を市民農園や教育ファーム等に活用する場合に必要な市民農園の区画及び園路の整備のほか、利用上必要となる農機具収納施設、休憩施設等（滞在施設を除く。）の整備
遊休農地解消支援 ④遊休農地解消支援	ア 市町村、農業協同組合、土地改良区、農業委員会、農林漁業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人又はNPO法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律7号）第2条第2項の規定による特定非営利活動法人をいう。以下この別表において同じ。）に対する指導・助言等 イ 指導・助言に資する遊休農地解消対策に係る情報の収集 ウ 遊休農地解消対策に係る制度、施策等の啓発普及活動 エ 遊休農地の土地条件、荒廃状況等の実態調査、分布図作成 オ 遊休農地再生のための先進事例及び市場等の調査、作物選定のための試験展示ほの設置 カ 市民農園としてのニーズ調査 キ 農用地以外の利用についてのニーズ及び先進事例等調査、実証展示ほの設置（鳥獣害防止を目的とした雑木除去による緩衝帯設置、放牧のための電気柵設置） ク 援農、農地の保全管理、景観形成、植林等のボランティア活動 ケ 老朽ハウス等の再生活用 コ その他必要な活動 サ ア～コを踏まえた検討会の開催、それに必要な以下に掲げる各種取組 (7)遊休農地の解消計画の作成 (イ)耕作放棄対策に必要な測量の実施等 (ウ)遊休農地の不在地主に対する追跡調査 (エ)耕作放棄地への再生可能エネルギー施設設置のためのニーズ調査 (オ)その他必要な活動
農地等保管保全整備 ⑩小規模農林地等保全整備 (1)農業用排水施設 (2)農道 (3)暗渠排水 (4)客土 (5)土壌改良 (6)農用地保全 (7)遊休農地活用促進支援	遊休農地を活用して農業生産活動を行うための土地条件整備に必要な次の整備 農業用排水施設の新設、廃止又は変更 農道、農道橋、軌道等の新設又は改良 暗渠の新設又は変更 客土（混層耕を含む。）、心土破砕及び畑地の層厚調整工 酸性土壌改良資材、りん酸資材及び有機質資材の投入等 障害物の撤去、深耕、整地、耐久性畦畔工、湧水処理、床締め、不要木の除去及び跡地の整地 (1)～(6)の事業により復旧した農地について営農が開始された後、遊休農地の再発防止のための計画策定とフォローアップ及び対象農地の土壌診断や営農等に関する検討

2 交付額算定交付率

実施要領別表の2の要件類別3の交付額算定交付率欄の農村振興局長が別に定めるものとは、1の表の事業メニュー欄の⑩小規模農林地等保全整備のうち(7)遊休農地活用促進支援とする。

3 事業実施主体

(1) 1の表の事業メニュー欄の④遊休農地解消支援のアからウの事業実施主体は、都道府県、都道府県農業会議又はNPO法人とし、エからサの事業実施主体は、市町村、農業協同組合、森林組合、地方公共団体等が出資する法人、農業委員

本要件類別に該当する事業の内容は、多様な主体が遊休農地を活用して農業生産活動や市民農園の開設を行う場合に必要土地条件整備等とし、実施要領別表の1の要件類別欄に5が掲げられている事業メニューごとに次表の事業の内容欄に記載されているとおりとす。

事業メニュー	事業の内容
生産機械施設 ②農林業基盤整備用機械	③農林漁業体験施設又は⑥小規模農林地等保全整備を実施する場合に必要な機械の借り上げ等
農林漁業体験施設 ⑧農林漁業体験施設	遊休農地を市民農園や教育ファーム等に活用する場合に必要な市民農園の区画及び園路の整備のほか、利用上必要となる農機具収納施設、休憩施設等（滞在施設を除く。）の整備
【新設】	【新設】
農地等保管保全整備 ⑩小規模農林地等保全整備 (1)農業用排水施設 (2)農道 (3)暗渠排水 (4)客土 (5)土壌改良 (6)農用地保全 (7)遊休農地活用促進支援	遊休農地を活用して農業生産活動を行うための土地条件整備に必要な次の整備 農業用排水施設の新設、廃止又は変更 農道、農道橋、軌道等の新設又は改良 暗渠の新設又は変更 客土（混層耕を含む。）、心土破砕及び畑地の層厚調整工 酸性土壌改良資材、りん酸資材及び有機質資材の投入等 障害物の撤去、深耕、整地、耐久性畦畔工、湧水処理、床締め、不要木の除去及び跡地の整地 (1)～(6)の事業により復旧した農地について営農が開始された後、遊休農地の再発防止のための計画策定とフォローアップ及び対象農地の土壌診断や営農等に関する検討

2 交付額算定交付率

実施要領別表の2の要件類別5の交付額算定交付率欄の農村振興局長が別に定めるものとは、1の表の事業メニュー欄の⑩小規模農林地等保全整備のうち(7)遊休農地活用促進支援とする。

3 事業実施主体

(1) 1の表の事業メニュー欄の事業については地方公共団体及び農業協同組合以外の者で農地を所有していない者（以下この要件類別において「特定開設者」という。）が市民農園の開設主体となる場合の事業実施主体は、市町村、農地中

会又はNPO法人とする。また、④遊休農地解消支援を除く事業については地方公共団体及び農業協同組合以外の者が農地を所有していない者（以下この要件類別において「特定開設者」という。）が市民農園の開設主体となる場合の事業実施主体は、市町村、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構という。以下この別表において同じ。）又は農地利用集積円滑化団体（市町村、農業協同組合（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第2号及び第3号の事業を併せ行うものに限る。）又は一般社団法人若しくは一般財団法人で基盤強化法第4条第3項第1号の農林水産省令で定める要件に該当するものをいう。以下この別表において同じ。）とする。ただし、特定開設者を構成員に含む農林漁業者等の組織する団体が事業実施主体となって整備を実施する場合はこの限りではない。

(2) 1の表の事業メニュー欄の⑤小規模農林地等保全整備の(7)遊休農地活用促進支援の事業実施主体は、市町村、農地中間管理機構又は農地利用集積円滑化団体とする。

4 要件

(1) 1の表の事業メニュー欄の④遊休農地解消支援のエからキの調査・調整活動等を実施した場合には、その実施概要及び解消を図ろうとする遊休農地面積、再活用の方法その他必要事項を取りまとめた活動結果概要書を作成し、効率的な遊休農地の解消・再活用に資するものとする。

(2) 本要件類別に該当する事業のうち、④遊休農地解消支援を除く事業の対象区域は、要件類別3に該当する事業を実施した区域又はこれと同様の取組を独自に実施し、解消を図るべき遊休農地が明らかになっている区域とし、④遊休農地解消支援の事業のうち、エからサまでの事業の対象区域は、市町村全域又は旧市町村の区域とする。

ただし、1の表の事業の内容欄のクの活動については、中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）第6の2の(1)の集落協定の対象農用地を除いた区域とする。

なお、④遊休農地解消支援を除く事業において、同要領第6の2の(1)の集落協定の対象農用地区域内で本整備を実施しようとする場合であって、同要領に基づいて市町村が都道府県知事の認定を受けて定める基本方針に、集落協定において遊休農地を含めて土地条件整備を行うことが規定されている場合は、前段の要件（④の事業の対象区域及びただし書きを除く）は適用しないものとする。

(3) 本要件類別に該当する事業の対象は、実施要領別表の2の要件類別3の要件欄の2に規定する遊休農地の範囲とするものとする。

【削る】

(4) 1の表の事業メニュー欄の⑦農林漁業・農山漁村体験施設の市民農園の整備は、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第58号）第3条第3項の規定に基づく特定農地貸付けの承認又は市民農園法第7条第3項の規定に基づく市民農園の開設の認定を受けているものに限るものとする。

(5) 1の表の事業メニュー欄の④遊休農地解消支援は、同欄の⑦及び⑤のいずれかの事業が実施される又は実施することが見込まれる場合に限り交付の対象とするものとする。

(6) 1の表の事業メニュー欄の④遊休農地解消支援に該当する事業のうち、エからサまでの事業の実施に当たっては、農地法第30条から第44条までに規定する遊休農地に関する措置、基盤強化法第6条第1項に基づいて市町村が定める農業経営の基盤の強化の促進に関する基本的な構想の内容その他遊休農地解消等のための関連諸制度等との連携及び整合に留意するものとする。

(7) 1の表の事業メニュー欄の④遊休農地解消支援に該当する事業のうち、エからサまでの事業を実施する市町村は、遊休農地解消のための取組が効率的に推進されるよう、関係機関において綿密な連絡調整を行うものとする。

(8) 1の表の事業メニュー欄の④遊休農地解消支援に該当する事業のうち、エからサまでの事業実施主体は、同表の事業の内容欄のクの援農、農地の保管理、景観形成、植林等のボランティア活動により利活用が可能となった農地について、当該ボランティア活動の目的に資するよう努めるものとする。

(9) 1の表の事業メニュー欄の⑤小規模農林地等保全整備のうち(1)から(6)までに該当する事業については、次のいずれかに該当する場合に限り、支援の対象とするものとする。

ア 遊休農地活用者が、現に関係権利者から所有権の移転又は賃借権、使用貸借による権利その他の使用及び収益を目的とする権利（以下この要件類別において「使用収益権」という。）の設定若しくは移転を受けている場合

イ 遊休農地活用者が所有権の移転又は使用収益権の設定若しくは移転を受けることにつき、関係権利者から書面で同意又は確約を得ている場合

ウ 遊休農地活用者が将来的に所有権の移転又は使用収益権の設定若しくは移転を受けることを前提として、試行的に農作業の受託を行う場合であって、書面によって契約されている場合

(10) 1の表の事業メニュー欄の⑤小規模農林地等保全整備のうち(7)については、次のア又はイのいずれかに該当する場合に限り、1事業実施主体当たり5年以内で50万円を上限とした遊休農地活用促進費を交付するものとする。

ア 事業実施主体である農地中間管理機構又は農地利用集積円滑化団体が借り受けた対象遊休農地（おおむね1ha以上の農地であり、地権者から事業実施主体に対して再活用の申し入れがある農地であること。ただし、農業委員会から農地法第30条3項に基づく指導があった遊休農地は除く。以下この要件類別において同じ。）について上表の⑤小規模農林地等保全整備のうち(1)から(6)までのいずれかの事業を行い、当該農地について借受等希望者と5年間以上の利用権（基盤強化法第4条第4項第1号に規定する利用権をいう。以下この要件類別において同じ。）の設定を行う場合

イ 事業実施主体である市町村が対象遊休農地について⑤小規模農林地等保全整備のうち(1)から(6)までのいずれかの事業を行い、当該農地が所有者との借受等希望者との間で5年間以上の利用権の設定が行われる場合

間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構という。以下この別表において同じ。）又は農地利用集積円滑化団体（市町村、農業協同組合（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第2号及び第3号の事業を併せ行うものに限る。）又は一般社団法人若しくは一般財団法人で基盤強化法第4条第3項第1号の農林水産省令で定める要件に該当するものをいう。以下この別表において同じ。）とする。ただし、特定開設者を構成員に含む農林漁業者等の組織する団体が事業実施主体となって整備を実施する場合は この限りではない。

(2) 1の表の事業メニュー欄の⑥小規模農林地等保全整備の(7)遊休農地活用促進支援の事業実施主体は、市町村、農地中間管理機構又は農地利用集積円滑化団体とする。

4 要件

【新設】

(1) 本要件類別に該当する事業の対象区域は、要件類別2に該当する事業を実施した区域又はこれと同様の取組を独自に実施し、解消を図るべき遊休農地が明らかになっている区域とする。

なお、中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）第6の2の(1)の集落協定の対象農用地区域内で本整備を実施しようとする場合であって、同要領に基づいて市町村が都道府県知事の認定を受けて定める基本方針に、集落協定において遊休農地を含めて土地条件整備を行うことが規定されている場合は、前段の要件は適用しないものとする。

(2) 本要件類別に該当する事業の対象は、実施要領別表の2の要件類別2の要件欄の1に規定する遊休農地の範囲とするものとする。

(3) 1の表の事業メニュー欄の②農林業基盤整備用機械は、同欄の③農林漁業体験施設又は⑥小規模農林地等保全整備の事業実施主体が自ら実施する場合に限り交付の対象とするものとする。

(4) 1の表の事業メニュー欄の⑦農林漁業体験施設の市民農園の整備は、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第58号）第3条第3項の規定に基づく特定農地貸付けの承認又は市民農園法第7条第3項の規定に基づく市民農園の開設の認定を受けているものに限るものとする。

【新設】

【新設】

【新設】

【新設】

(5) 1の表の事業メニュー欄の⑥小規模農林地等保全整備のうち(1)から(6)までに該当する事業については、次のいずれかに該当する場合に限り、支援の対象とするものとする。

ア 遊休農地活用者が、現に関係権利者から所有権の移転又は賃借権、使用貸借による権利その他の使用及び収益を目的とする権利（以下この要件類別において「使用収益権」という。）の設定若しくは移転を受けている場合

イ 遊休農地活用者が所有権の移転又は使用収益権の設定若しくは移転を受けることにつき、関係権利者から書面で同意又は確約を得ている場合

ウ 遊休農地活用者が将来的に所有権の移転又は使用収益権の設定若しくは移転を受けることを前提として、試行的に農作業の受託を行う場合であって、書面によって契約されている場合

(6) 1の表の事業メニュー欄の⑥小規模農林地等保全整備のうち(7)については、次のア又はイのいずれかに該当する場合に限り、1事業実施主体当たり5年以内で50万円を上限とした遊休農地活用促進費を交付するものとする。

ア 事業実施主体である農地中間管理機構又は農地利用集積円滑化団体が借り受けた対象遊休農地（おおむね1ha以上の農地であり、地権者から事業実施主体に対して再活用の申し入れがある農地であること。ただし、農業委員会から農地法第30条3項に基づく指導があった遊休農地は除く。以下この要件類別において同じ。）について上表の⑥小規模農林地等保全整備のうち(1)から(6)までのいずれかの事業を行い、当該農地について借受等希望者と5年間以上の利用権（基盤強化法第4条第4項第1号に規定する利用権をいう。以下この要件類別において同じ。）の設定を行う場合

イ 事業実施主体である市町村が対象遊休農地について⑥小規模農林地等保全整備のうち(1)から(6)までのいずれかの事業を行い、当該農地が所有者との借受等希望者との間で5年間以上の利用権の設定が行われる場合

(11) 計画主体は、遊休農地活用者又は市民農園の開設主体が次のいずれかに該当する場合には、これまでの農地利用、農業技術・経営の状況等に関して農業委員会の意見を聴いた上で、遊休農地活用者又は市民農園の開設主体として適当か否かを判断するものとする。

ア 1の表の事業メニュー欄の⑦農林漁業・農山漁村体験施設の市民農園（農園利用方式（市民農園法第2条第2項第1号のロに該当する農地で実施される方式）の場合を除く。）の整備にあつて、地方公共団体及び農業協同組合以外の者が市民農園の開設主体となる場合

イ 1の表の事業メニュー欄の⑩小規模農林地等保全整備にあつて、認定農業者（基盤強化法第12条第1項の規定に基づき農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。以下この別表において同じ。）以外の者が遊休農地活用者となる場合

4 1 事業内容
本要件類別に該当する事業の内容は、農業の生産性の向上、効率的・安定的な農業経営の確立等を促進するため、地域の実情に即したきめの細かい土地基盤の整備等とし、実施要領別表の1の要件類別欄に**4**が掲げられている事業メニューごとに次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

事業メニュー	事業の内容
【略】	【略】
【削る】	【削る】
⑦農用地保全	【略】

2 要件
(1) 【略】
(2) 実施要領別表の2の要件類別**4**の要件欄の1の農村振興局長が別に定める基準とは、平成18年4月3日農林水産省告示第525号（農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）附則第2項及び第4項の農林水産大臣が定める基準等を定める件）第1号に規定する基準とする。なお、告示第1号の基準については、農業経営基盤強化促進基本構想（基盤強化法第6条第1項に規定する農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想をいう。以下この別表において「基本構想」という。）を勘案できるものとする。

【削る】

【削る】

(3) 実施要領別表の2の要件類別**4**の要件欄の**2**の農村振興局長が別に定める農地とは次のアからウまでのいずれかに該当するものとし、イ又はウの要件を満たすかどうかは、農地所有者等の自らの申告に加え、経営状況、後継者の有無、地域内における担い手（2の（2）に規定する基準に適合する農業者若しくは農業者の組織する団体又は人・農地プラン（人・農地プランと関連施策の連携について（平成25年6月28日付け25経営第1044号農林水産事務次官依命通知）第2の「人・農地プラン」をいう。以下この別表において同じ。）において地域の中心となる経営体に位置付けられたものをいう。以下この別表において「中心経営体」という。）の状況、当該農地の生産性等を総合的に勘案して、市町村長が判断するものとする。

ア～ウ 【略】

5 1 事業内容
本要件類別に該当する事業の内容は、農業の生産性の向上、効率的・安定的な農業経営の確立等を促進するため、地域の実情に即したきめの細かい土地基盤の整備と併せ行う生活環境施設等の整備とし、実施要領別表の1の要件類別欄に**5**が掲げられている事業メニューごとに次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

(7) 計画主体は、遊休農地活用者又は市民農園の開設主体が次のいずれかに該当する場合には、これまでの農地利用、農業技術・経営の状況等に関して農業委員会の意見を聴いた上で、遊休農地活用者又は市民農園の開設主体として適当か否かを判断するものとする。

ア 1の表の事業メニュー欄の④農林漁業体験施設の市民農園（農園利用方式（市民農園法第2条第2項第1号のロに該当する農地で実施される方式）の場合を除く。）の整備にあつて、地方公共団体及び農業協同組合以外の者が市民農園の開設主体となる場合

イ 1の表の事業メニュー欄の⑥小規模農林地等保全整備にあつて、認定農業者（基盤強化法第12条第1項の規定に基づき農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。以下この別表において同じ。）以外の者が遊休農地活用者となる場合

6 1 事業内容
本要件類別に該当する事業の内容は、農業の生産性の向上、効率的・安定的な農業経営の確立等を促進するため、地域の実情に即したきめの細かい土地基盤の整備等とし、実施要領別表の1の要件類別欄に**6**が掲げられている事業メニューごとに次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

事業メニュー	事業の内容
【略】	【略】
⑦交換分合	農用地等の交換分合
⑧農用地保全	【略】

2 要件
(1) 【略】
(2) 実施要領別表の2の要件類別**6**の要件欄の1の農村振興局長が別に定める基準とは、平成18年4月3日農林水産省告示第525号（農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）附則第2項及び第4項の農林水産大臣が定める基準等を定める件）第1号に規定する基準とする。なお、告示第1号の基準については、農業経営基盤強化促進基本構想（基盤強化法第6条第1項に規定する農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想をいう。以下この別表において「基本構想」という。）を勘案できるものとする。

(3) 実施要領別表の2の要件類別**6**の要件欄の**2**により実施しようとするものは、事業実施地区において、地域水田農業ビジョンに即した次の事項を内容とする整備計画が策定されているものであること。

ア 地域水田農業ビジョンに即した基本構想

イ 営農計画

ウ 土地利用計画

エ 畑作振興対策のための整備計画

オ その他実施のために必要な事項

(4) 実施要領別表の2の要件類別**6**の要件欄の**2**の経営等農用地とは、所有権若しくは利用権（基盤強化法第4条第3項第1号に規定する利用権をいう。以下この別表において同じ。）に基づき又は農作業受託により耕作される農用地をいう。

なお、農作業受託とは、基幹ほ場3作業以上の受託を行っているものをいう。この基幹ほ場3作業とは、稲作にあつては次に掲げるもののうち農業者が主なものとして選択する3つの作業とし、畑作にあつてはア、ウ（田植えを除く。）又はエのうち農業者が主なものとして選択する2つの作業とし、その他特別な栽培手法によるもの等にあつてはこれに準じて取り扱う作業とする。

ア 耕起

イ 代かき

ウ 田植え又は播種

エ 収穫

(5) 実施要領別表の2の要件類別**6**の要件欄の**3**の農村振興局長が別に定める農地とは次のアからウまでのいずれかに該当するものとし、イ又はウの要件を満たすかどうかは、農地所有者等の自らの申告に加え、経営状況、後継者の有無、地域内における担い手（2の（2）に規定する基準に適合する農業者若しくは農業者の組織する団体又は人・農地プラン（人・農地プランと関連施策の連携について（平成25年6月28日付け25経営第1044号農林水産事務次官依命通知）第2の「人・農地プラン」をいう。以下この別表において同じ。）において地域の中心となる経営体に位置付けられたものをいう。以下この別表において「中心経営体」という。）の状況、当該農地の生産性等を総合的に勘案して、市町村長が判断するものとする。

ア～ウ 【略】

7 1 事業内容
本要件類別に該当する事業の内容は、農業の生産性の向上、効率的・安定的な農業経営の確立等を促進するため、地域の実情に即したきめの細かい土地基盤の整備と併せ行う生活環境施設等の整備とし、実施要領別表の1の要件類別欄に**7**が掲げられている事業メニューごとに次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

事業メニュー	事業の内容
基盤整備 ⑧土地改良施設保全 (1)～(3) 【略】 ⑨農業集落道	【略】
生産機械施設 ⑰営農飲雑用水施設	【略】
防災安全施設 ㉔防災安全施設	【略】
農地等補完保全整備 ㉖小規模農林地等保 全整備	【略】

2 事業実施主体

1の表の事業メニュー欄の⑧土地改良施設保全の(3)農村のみち整備の事業実施主体は、市町村とする。

3 要件

(1) 実施要領別表の2の要件類別5の要件欄の2の農村振興局長が別に定めるものとは、1の表の事業メニュー欄の⑧土地改良施設保全の(1)農道保全対策及び(2)安全施設整備とする。

【削る】

【削る】

(2) 【略】

(3) 実施要領別表の2の要件類別5の要件欄の2のイの耕作放棄地等とは、本別表の要件類別欄の4の要件等の欄の2の(3)に規定する耕作放棄地等とする。

(4) 実施要領別表の2の要件類別5の要件欄の4の農村振興局長が別に定めるものとは、1の表の事業メニュー欄の⑧土地改良施設保全の(3)農村のみち整備とする。

6

1 事業内容

本要件類別に該当する実施要領別表の1の事業メニュー欄の⑪農業経営高度化等支援の事業内容は、基盤整備と一体的な実施による農地の利用集積等の推進及び耕作放棄地解消・発生防止に対して支援することとし、次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

事業メニュー	事業の内容
基盤整備 ⑪農業経営高度化等支 援 (1)～(4) 【略】	【略】
(5) 耕作放棄地集約化促進支援	耕作放棄地（要件類別欄4の要件等欄の2の(3)のアに規定する農地をいう。以下この要件類別において同じ。）の担い手への集約化に向けた促進支援
(6) 【略】	【略】

2 事業実施主体

(1) 1の表の事業メニュー欄の⑪の(1)のアの指導支援（以下この要件類別において「高度土地利用調整指導支援」という。）の事業実施主体は、都道府県とする。

(2) 1の表の事業メニュー欄の⑪の(1)のイの調査・調整支援（以下この要件類別において「高度土地利用調整調査・調整支援」という。）の事業実施主体は、都道府県、市町村、土地改良区又は農業協同組合とする。

(3) 1の表の事業メニュー欄の⑪の(2)の中心経営体集積促進支援（以下この要件類別において「中心経営体集積促進支

事業メニュー	事業の内容
基盤整備 ⑨土地改良施設保全 (1)～(3) 【略】 ⑩農業集落道	【略】
生産機械施設 ⑱営農飲雑用水施設	【略】
防災安全施設 ㉓防災安全施設	【略】
農地等補完保全整備 ㉕小規模農林地等保 全整備	【略】

2 事業実施主体

1の表の事業メニュー欄の⑨土地改良施設保全の(3)農村のみち整備の事業実施主体は、市町村とする。

3 要件

(1) 実施要領別表の2の要件類別7の要件欄の2の農村振興局長が別に定めるものとは、1の表の事業メニュー欄の⑨土地改良施設保全の(1)農道保全対策及び(2)安全施設整備とする。

(2) 実施要領別表の2の要件類別7の要件欄の3の農村振興局長が別に定めるものとは、1の表の事業メニュー欄の⑨土地改良施設保全の(2)安全施設整備とする。

(3) 実施要領別表の2の要件類別7の要件欄の4の農村振興局長が別に定めるものとは、1の表の事業メニュー欄の⑨土地改良施設保全の(1)農道保全対策とする。

(4) 【略】

(5) 実施要領別表の2の要件類別7の要件欄の2のイの耕作放棄地等とは、本別表の要件類別欄の6の要件等の欄の2の(5)に規定する耕作放棄地等とする。

(6) 実施要領別表の2の要件類別7の要件欄の6の農村振興局長が別に定めるものとは、1の表の事業メニュー欄の⑨土地改良施設保全の(3)農村のみち整備とする。

8

1 事業内容

本要件類別に該当する実施要領別表の1の事業メニュー欄の⑫農業経営高度化等支援の事業内容は、基盤整備と一体的な実施による農地の利用集積等の推進及び耕作放棄地解消・発生防止に対して支援することとし、次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

事業メニュー	事業の内容
基盤整備 ⑫農業経営高度化等支 援 (1)～(4) 【略】	【略】
(5) 耕作放棄地集約化促進支援	耕作放棄地（要件類別欄6の要件等欄の2の(5)のアに規定する農地をいう。以下この要件類別において同じ。）の担い手への集約化に向けた促進支援
(6) 耕作放棄地活用推進支援	【略】

2 事業実施主体

(1) 1の表の事業メニュー欄の⑫の(1)のアの指導支援（以下この要件類別において「高度土地利用調整指導支援」という。）の事業実施主体は、都道府県とする。

(2) 1の表の事業メニュー欄の⑫の(1)のイの調査・調整支援（以下この要件類別において「高度土地利用調整調査・調整支援」という。）の事業実施主体は、都道府県、市町村、土地改良区又は農業協同組合とする。

(3) 1の表の事業メニュー欄の⑫の(2)の中心経営体集積促進支援（以下この要件類別において「中心経営体集積促進支

援」という。)の事業実施主体は、都道府県、市町村又は土地改良区とする。

- (4) 1の表の事業メニュー欄の⑩の(3)の耕地利用高度化推進支援(以下この要件類別において「耕地利用高度化推進支援」という。)の事業実施主体は、都道府県又は市町村とする。
- (5) 1の表の事業メニュー欄の⑩の(4)のアの指導支援の事業実施主体は、都道府県とする。
- (6) 1の表の事業メニュー欄の⑩の(4)のイの調査・調整支援、ウの技術支援及びエの営農支援の事業実施主体は、都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区連合、農地中間管理機構、農業委員会又は土地改良法第95条第1項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者とする。
- (7) 1の表の事業メニュー欄の⑩の(5)の耕作放棄地集約化促進支援(以下この要件類別において「耕作放棄地集約化促進支援」という。)の実施主体は、都道府県又は市町村とする。
- (8) 1の表の事業メニュー欄の⑩の(6)の耕作放棄地活用推進支援(以下この要件類別において「耕作放棄地活用推進支援」という。)の事業実施主体は、市町村、土地改良区、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区連合、農地中間管理機構、農業委員会又は土地改良法第95条第1項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者とする。

3 交付額算定交付率

実施要領別表の2の要件類別6の交付額算定交付率欄の農村振興局長が別に定める場合とは、1の表の事業メニュー欄の⑫農業経営高度化等支援のうち(4)耕作放棄地解消支援又は(6)耕作放棄地活用推進支援を行う場合とする。

4 要件

- (1) 本要件類別に該当する各事業の実施に当たっては、基盤整備地区(実施要領別表の2の要件類別6の要件欄の基盤整備地区をいう。(2)、(6)及び(9)において同じ。)において、次のいずれかの計画が策定されている場合に限ることとする。
 - ①、② 【略】
- (2) 1の表の事業メニュー欄の⑩の(1)から(3)までに該当する事業は、次のアからキまでによるほか、(3)から(8)まで及び(13)により実施するものとする。
 - ア、イ 【略】
 - ウ 実施要領別表の2の要件類別6の要件欄の1の(1)のアからカまで、(2)のイ及び2の(1)のアからカまでの交付対象計画の決定時とは、1の表の事業メニュー欄の(1)の高度土地利用調整支援(以下この別表において「高度土地利用調整支援」という。)を生産基盤整備事業等の開始年度以前に先行して実施している場合にあつては、高度土地利用調整支援の開始時とする。
 - エ 実施要領別表の2の要件類別6の要件欄の1の(1)のキの農業生産法人を除く法人は、促進計画に定める目標年度までに認定農業者となることを約し、かつ、それが確実と見込まれるとして計画主体が認めたものであること。
 - オ 実施要領別表の2の要件類別6の要件欄の1の(2)のイの認定農業者数には、特定農業団体(基盤強化法第23条第4項に規定する特定農業団体をいう。)の数を含めることができるものとする。
 - カ 【略】
 - キ 実施要領別表の2の要件類別6の要件欄の2の(1)の農村振興局長が別に定める集約化要件とは、同一の担い手の経営等農用地であつて北海道では3.0ha、都府県では1ha以上のまとまりを有するものをいう。
 - また、2つ以上の農用地においてまとまりを構成するとは、一連の作業を継続するに支障のないものとして、次の(ア)から(カ)までのいずれかに該当する場合をいう。
 - (ア)～(カ) 【略】
- (3) 高度土地利用調整支援を生産基盤整備事業等(実施要領別表の2の要件類別6の要件欄の1の(1)に規定する生産基盤整備事業等をいう。以下この要件類別において同じ。)の完了後も行う場合にあつては、促進計画に定める目標年度において、当該事業の受益面積に占める中心経営体の経営等農用地の面積の割合が当該事業の完了時から5ポイント以上増加することが確実と見込まれること。ただし、別表の2の要件類別6の要件欄の2の(1)の場合には、当該事業の受益面積に占める中心経営体の経営等農用地のうち集約化要件を満たす農用地の面積の割合が当該事業完了時から3.5ポイント増加することが見込まれること。
- (4)～(7) 【略】
- (8) 本要件類別の事業メニュー⑩の(5)から(6)までに該当する事業は、実施要領別表の2の要件類別6の要件欄の3の要件のほか、次のアからウまで及び(10)から(13)までによるものとする。
 - ア、イ 【略】
 - ウ 耕作放棄地等(本別表の要件類別欄4の要件等欄の2の(3)に規定する農地をいう。)について、関係機関との連携に基づき、長期にわたり利用増進が図られると見込まれること。
- (9)～(12) 【略】

7

- 1 事業内容
本要件類別に該当する実施要領別表の1の事業メニュー欄の⑫地形図作成の事業内容は、次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

事業メニュー

事業の内容

援」という。)の事業実施主体は、都道府県、市町村又は土地改良区とする。

- (4) 1の表の事業メニュー欄の⑫の(3)の耕地利用高度化推進支援(以下この要件類別において「耕地利用高度化推進支援」という。)の事業実施主体は、都道府県又は市町村とする。
- (5) 1の表の事業メニュー欄の⑫の(4)のアの指導支援の事業実施主体は、都道府県とする。
- (6) 1の表の事業メニュー欄の⑫の(4)のイの調査・調整支援、ウの技術支援及びエの営農支援の事業実施主体は、都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区連合、農地中間管理機構、農業委員会又は土地改良法第95条第1項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者とする。
- (7) 1の表の事業メニュー欄の⑫の(5)の耕作放棄地集約化促進支援(以下この要件類別において「耕作放棄地集約化促進支援」という。)の実施主体は、都道府県又は市町村とする。
- (8) 1の表の事業メニュー欄の⑫の(6)の耕作放棄地活用推進支援(以下この要件類別において「耕作放棄地活用推進支援」という。)の事業実施主体は、市町村、土地改良区、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区連合、農地中間管理機構、農業委員会又は土地改良法第95条第1項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者とする。

3 交付額算定交付率

実施要領別表の2の要件類別8の交付額算定交付率欄の農村振興局長が別に定める場合とは、1の表の事業メニュー欄の⑫農業経営高度化等支援のうち(4)耕作放棄地解消支援又は(6)耕作放棄地活用推進支援を行う場合とする。

4 要件

- (1) 本要件類別に該当する各事業の実施に当たっては、基盤整備地区(実施要領別表の2の要件類別8の要件欄の基盤整備地区をいう。(2)、(6)及び(9)において同じ。)において、次のいずれかの計画が策定されている場合に限ることとする。
 - ①、② 【略】
- (2) 1の表の事業メニュー欄の⑫の(1)から(3)までに該当する事業は、次のアからキまでによるほか、(3)から(8)まで及び(13)により実施するものとする。
 - ア、イ 【略】
 - ウ 実施要領別表の2の要件類別8の要件欄の1の(1)のアからカまで、(2)のイ及び2の(1)のアからカまでの交付対象計画の決定時とは、1の表の事業メニュー欄の(1)の高度土地利用調整支援(以下この別表において「高度土地利用調整支援」という。)を生産基盤整備事業等の開始年度以前に先行して実施している場合にあつては、高度土地利用調整支援の開始時とする。
 - エ 実施要領別表の2の要件類別8の要件欄の1の(1)のキの農業生産法人を除く法人は、促進計画に定める目標年度までに認定農業者となることを約し、かつ、それが確実と見込まれるとして計画主体が認めたものであること。
 - オ 実施要領別表の2の要件類別8の要件欄の1の(2)のイの認定農業者数には、特定農業団体(基盤強化法第23条第4項に規定する特定農業団体をいう。)の数を含めることができるものとする。
 - カ 本事業の使途基準は、第11の1の(7)に準ずるものとする。
 - キ 実施要領別表の2の要件類別8の要件欄の2の(1)の農村振興局長が別に定める集約化要件とは、同一の担い手の経営等農用地であつて北海道では3.0ha、都府県では1ha以上のまとまりを有するものをいう。
 - また、2つ以上の農用地においてまとまりを構成するとは、一連の作業を継続するに支障のないものとして、次の(ア)から(カ)までのいずれかに該当する場合をいう。
 - (ア)～(カ) 【略】
- (3) 高度土地利用調整支援を生産基盤整備事業等(実施要領別表の2の要件類別8の要件欄の1の(1)に規定する生産基盤整備事業等をいう。以下この要件類別において同じ。)の完了後も行う場合にあつては、促進計画に定める目標年度において、当該事業の受益面積に占める中心経営体の経営等農用地の面積の割合が当該事業の完了時から5ポイント以上増加することが確実と見込まれること。ただし、別表の2の要件類別8の要件欄の2の(1)の場合には、当該事業の受益面積に占める中心経営体の経営等農用地のうち集約化要件を満たす農用地の面積の割合が当該事業完了時から3.5ポイント増加することが見込まれること。
- (4)～(7) 【略】
- (8) 本要件類別の事業メニュー⑫の(5)から(6)までに該当する事業は、実施要領別表の2の要件類別8の要件欄の3の要件のほか、次のアからウまで及び(10)から(13)までによるものとする。
 - ア、イ 【略】
 - ウ 耕作放棄地等(本別表の要件類別欄6の要件等欄の2の(5)に規定する農地をいう。)について、関係機関との連携に基づき、長期にわたり利用増進が図られると見込まれること。
- (9)～(12) 【略】

9

- 1 事業内容
本要件類別に該当する実施要領別表の1の事業メニュー欄の⑬地形図作成の事業内容は、次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

事業メニュー

事業の内容

基盤整備 ⑫地形図作成	農地整備事業等（実施要領別表の2の要件類別7の要件欄の1の農地整備事業等をいう。）又は実施要領別表の1の事業メニュー欄の⑤区画整理を行う予定の地区における調査、計画、換地作業及び施工の全ての部門にわたって基本となるべき地形図の地区全体にわたる縮尺1/1,000以上の航空測量（高低測量に係る地上測量を含む。）及び図化
----------------	--

2 要件 【略】

8

1 事業内容

本要件類別に該当する事業の内容は、実施要領別表の1の要件類別欄に8が掲げられている事業メニューごとに次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

なお、本要件類別に該当する事業内容は、換地計画実施要領（昭和49年7月12日付け49構改 B 第1232号農林省農林水産省構造改善局長通知）、集落整備地域換地設計実施要領（昭和63年8月30日付け63構改 B 第710号農林水産省構造改善局長通知）、経営体育成促進換地等調整事業実施要領（平成6年6月23日付け6構改 B 第637号農林水産省構造改善局長通知）、以下この要件類別において「経営体育成促進換地等調整事業実施要領」という。）、交換分合実施要領（平成10年5月20日付け10構改 B 第167号農林水産省構造改善局長通知。以下この要件類別において「交換分合実施要領」という。）又は交換分合推進計画実施要領（平成2年6月7日付け2構改 B 第807号農林水産省構造改善局長通知）に基づくものとする。

事業メニュー	事業の内容
基盤整備 ⑬農用地等集団化	【略】
土地利用調整 ⑳土地利用調整	【略】

（注1） 交換分合（事業メニュー欄の⑬農用地等集団化のうち(4)交換分合（交換分合推進計画を除く。）及び⑳土地利用調整のうち(1)交換分合をいう。以下この要件類別において同じ。）の各年度の業務の実施に当たっては、該当する事業の内容欄によることを基本とするが、地区の実情に応じて各年度の業務を複数年にわたって実施することを妨げない。

（注2） 事業メニュー欄の⑳土地利用調整は、同欄の⑬農用地等集団化と併せ行うことができる。

2 要件

(1) 1の表の事業メニュー欄の⑬農用地等集団化（（5）交換分合附帯農道等整備のうち耕作放棄地復元事業を除く。）を実施する場合にあつては、土地改良法、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）、土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）その他の法令に定めるところによるものとする。

(2) 1の表の事業メニュー欄の⑳土地利用調整の(1)交換分合を実施する場合にあつては、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）、農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）その他の法令に定めるところによるものとする。

(3) 【略】

(4) 農地売買等事業関連業務（交換分合実施要領第3の2の(2)に規定する業務をいう。以下この要件類別において同じ。）及び換地計画を定める土地改良事業を施行する地域と併せて隣接地等と一体的に農用地等の集団化を行う換地処分併せ業務（交換分合実施要領の第3の2の(4)に規定する業務をいう。以下この要件類別において同じ。）を実施する場合は、実施要領別表の2の要件類別8の要件欄の要件に代えて、次によるものとする。

ア、イ 【略】

(5)～(8) 【略】

(9) 本要件類別に該当する事業の実施に要する経費は、1の表の事業メニュー欄の⑬農用地等集団化及び⑳土地利用調整の実施に要する経費及び附帯事務費とし、その用途基準は附帯事務費等取扱通知の記の1によるものとする。

9

1 事業内容

本要件類別に該当する事業の内容は、多様な生態系や美しい景観等の農業・農村のもつ多面的機能の十分な発揮を図るため、自然再生の視点に基づく環境創造型の整備とし、実施要領別表の1の要件類別欄に9が掲げられている事業メニューごとに次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

事業メニュー	事業の内容
基盤整備 ⑨農業集落道	【略】

基盤整備 ⑬地形図作成	農地整備事業等（実施要領別表の2の要件類別9の要件欄の1の農地整備事業等をいう。）又は実施要領別表の1の事業メニュー欄の⑤区画整理を行う予定の地区における調査、計画、換地作業及び施工の全ての部門にわたって基本となるべき地形図の地区全体にわたる縮尺1/1,000以上の航空測量（高低測量に係る地上測量を含む。）及び図化
----------------	--

2 要件 【略】

10

1 事業内容

本要件類別に該当する事業の内容は、実施要領別表の1の要件類別欄に10が掲げられている事業メニューごとに次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

なお、本要件類別に該当する事業内容は、換地計画実施要領（昭和49年7月12日付け49構改 B 第1232号農林省農林水産省構造改善局長通知）、集落整備地域換地設計実施要領（昭和63年8月30日付け63構改 B 第710号農林水産省構造改善局長通知）、経営体育成促進換地等調整事業実施要領（平成6年6月23日付け6構改 B 第637号農林水産省構造改善局長通知）、以下この要件類別において「経営体育成促進換地等調整事業実施要領」という。）、交換分合実施要領（平成10年5月20日付け10構改 B 第167号農林水産省構造改善局長通知。以下この要件類別において「交換分合実施要領」という。）又は交換分合推進計画実施要領（平成2年6月7日付け2構改 B 第807号農林水産省構造改善局長通知）に基づくものとする。

事業メニュー	事業の内容
基盤整備 ⑭農用地等集団化	1 換地計画書作成 2 分筆・相続等代位登記
土地利用調整 ㉑土地利用調整	

（注1） 交換分合（事業メニュー欄の⑭農用地等集団化のうち(4)交換分合（交換分合推進計画を除く。）及び㉑土地利用調整のうち(1)交換分合をいう。以下この要件類別において同じ。）の各年度の業務の実施に当たっては、該当する事業の内容欄によることを基本とするが、地区の実情に応じて各年度の業務を複数年にわたって実施することを妨げない。

（注2） 事業メニュー欄の㉑土地利用調整は、同欄の⑭農用地等集団化と併せ行うことができる。

2 要件

(1) 1の表の事業メニュー欄の⑭農用地等集団化（（5）交換分合附帯農道等整備のうち耕作放棄地復元事業を除く。）を実施する場合にあつては、土地改良法、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）、土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）その他の法令に定めるところによるものとする。

(2) 1の表の事業メニュー欄の㉑土地利用調整の(1)交換分合を実施する場合にあつては、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）、農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）その他の法令に定めるところによるものとする。

(3) 【略】

(4) 農地売買等事業関連業務（交換分合実施要領第3の2の(2)に規定する業務をいう。以下この要件類別において同じ。）及び換地計画を定める土地改良事業を施行する地域と併せて隣接地等と一体的に農用地等の集団化を行う換地処分併せ業務（交換分合実施要領の第3の2の(4)に規定する業務をいう。以下この要件類別において同じ。）を実施する場合は、実施要領別表の2の要件類別10の要件欄の要件に代えて、次によるものとする。

ア、イ 【略】

(5)～(8) 【略】

(9) 本要件類別に該当する事業の実施に要する経費は、1の表の事業メニュー欄の⑭農用地等集団化及び㉑土地利用調整の実施に要する経費及び附帯事務費とし、その用途基準は附帯事務費等取扱通知の記の1によるものとする。

11

1 事業内容

本要件類別に該当する事業の内容は、多様な生態系や美しい景観等の農業・農村のもつ多面的機能の十分な発揮を図るため、自然再生の視点に基づく環境創造型の整備とし、実施要領別表の1の要件類別欄に11が掲げられている事業メニューごとに次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

事業メニュー	事業の内容
基盤整備 ⑩農業集落道	【略】

簡易給排水施設 ㉔飲雑用水施設	【略】
防災安全施設 ㉔防災安全施設	【略】
【削る】	
【削る】	【削る】
農林漁業・農山漁村体験施設 ㉔農林漁業・農山漁村体験施設	【略】
自然環境等活用交流学習施設 ㉔自然環境保全・活用交流施設	ア 地域内外の住民の交流を通じ、住民の参加の下で土地改良施設等の保全活動を行う際に必要な保全活動準備休憩施設、共同利用機械格納施設及びこれらに類する施設の整備 イ 土地改良施設等で地域内外の住民が親しみ、保全活動へ参加する契機となるような以下の整備を行うものとする。 (7) 土地改良施設等で人々が親しむために必要な親水護岸、親水施設、遊歩道及びこれらに類する施設の整備 (4) (7)の整備に附帯して行うベンチ、パーゴラ、水飲み場、便所、休憩所、照明施設及びこれらに類する施設の整備
農地等補完保全整備 ㉔小規模農林地等保全整備 (1)～(5) 【略】	【略】
景観・生態系保全整備 ㉔景観・生態系保全整備	【略】

2 要件

1の表の事業メニュー欄の㉔景観・生態系保全整備以外の事業を実施する場合には、同表の事業メニュー欄の㉔景観・生態系保全整備のいずれかの事業とあわせて行うものとする。

1.0 1 事業内容 【略】

事業メニュー	事業の内容
農地等補完保全整備 ㉔産地振興追加補完整備 (1)～(12) 【略】 (13)基本条件確保整備	【略】 事業メニュー欄の(1)から(8)の事業と併せて行う周辺の耕作放棄地等（本別表の要件類別欄の5の要件等の欄の3の(3)に規定する耕作放棄地等をいう。）の解消のための基礎的整備
生産機械施設 ㉔高生産性農業用機械施設	【略】
処理加工・集出荷貯蔵施設 ㉔農林水産物処理加工施設	【略】
㉔農林水産物集出荷貯蔵施設	

2 事業実施主体

1の表の事業メニュー欄の㉔高生産性農業用機械施設、㉔農林水産物処理加工施設及び㉔農林水産物集出荷貯蔵施設については、農林漁業者等の組織する団体のうち農業者の組織する団体及び参入法人を除くものとする。ただし、1の

簡易給排水施設 ㉔飲雑用水施設	【略】
防災安全施設 ㉔防災安全施設	【略】
地域資源活用総合交流促進施設 ㉔交流活動基盤施設	地域内外の住民の交流を通じ、住民の参加の下で土地改良施設等の保全活動を行う際に必要な保全活動準備休憩施設、共同利用機械格納施設及びこれらに類する施設の整備
農林漁業体験施設 ㉔農林漁業体験施設	【略】
自然環境等活用交流学習施設 ㉔自然環境保全・活用施設	【新設】 土地改良施設等で地域内外の住民が親しみ、保全活動へ参加する契機となるような以下の整備を行うものとする。 ア 土地改良施設等で人々が親しむために必要な親水護岸、親水施設、遊歩道及びこれらに類する施設の整備 イ アの整備に附帯して行うベンチ、パーゴラ、水飲み場、便所、休憩所、照明施設及びこれらに類する施設の整備
農地等補完保全整備 ㉔小規模農林地等保全整備 (1)～(5) 【略】	【略】
景観・生態系保全整備 ㉔景観・生態系保全整備	ア 土地改良施設等の景観を良好な状態に維持・保全又は創出するため、次の施設整備を行うものとする。 (7) 植栽による法面・畦畔の被覆

2 要件

1の表の事業メニュー欄の㉔景観・生態系保全整備以外の事業を実施する場合には、同表の事業メニュー欄の㉔景観・生態系保全整備のいずれかの事業とあわせて行うものとする。

1.2 1 事業内容 【略】

事業メニュー	事業の内容
農地等補完保全整備 ㉔産地振興追加補完整備 (1)～(12) 【略】 (13)基本条件確保整備	【略】 事業メニュー欄の(1)から(8)の事業と併せて行う周辺の耕作放棄地等（本別表の要件類別欄の7の要件等の欄の2の(5)に規定する耕作放棄地等をいう。）の解消のための基礎的整備
生産機械施設 ㉔高生産性農業用機械施設	【略】
処理加工・集出荷貯蔵施設 ㉔農林水産物処理加工施設	【略】
㉔農林水産物集出荷貯蔵施設	

2 事業実施主体

1の表の事業メニュー欄の㉔高生産性農業用機械施設、㉔農林水産物処理加工施設及び㉔農林水産物集出荷貯蔵施設については、農林漁業者等の組織する団体のうち農業者の組織する団体及び参入法人を除くものとする。ただし、1の

表の事業メニュー欄の⑬高生産性農業用機械施設のうち、整理合理化通知の記の4に定める事業については、この限りではない。

3 交付額算定交付率

実施要領別表の2の要件類別1.0の交付額算定交付率欄の農村振興局長が別に定めるものとは、1の表の事業メニュー欄の(10)生産技術高度化施設、(11)農作物被害防止施設及び(12)附帯整備とする。

4 要件

- (1) 本要件類別に該当する事業に、二つの型を置き、1の表の事業メニュー欄の④産地振興追加補完整備を一般型の事業と、④産地振興追加補完整備、⑬高生産性農業用機械施設、⑳農林水産物処理加工施設及び㉑農林水産物集出荷貯蔵施設を実需者連携型の事業とする。
- (2) 事業メニュー欄の④産地振興追加補完整備のうち(1)から(8)までについては、以下のアからキまでのいずれかに該当するものであることが必要である。
ア～キ 【略】
- (3) 畜産農家が活用できる支援メニューは④産地振興追加補完整備の(8)に限る。
- (4)～(6) 【略】
- (7) 1の表の事業メニュー欄の(9)から(11)まで、⑬高生産性農業用機械施設、⑳農林水産物処理加工施設及び㉑農林水産物集出荷貯蔵施設は、同表の事業メニュー欄の(1)から(8)までのいずれか(以下この要件類別において「基幹メニュー」という。)と併せて行うものとする。ただし、実需者連携型においては、他の土地改良事業の実施(実施区域、実施時期からみて本事業と密接な関連性を有するものに限る。)をもって基幹メニューの実施とみなすことができる。
- (8)～(9) 【略】
- (9) ⑬高生産性農業用機械施設の実施に当たっては、次の要件を満たすこととする。農業者が農業用機械を所有することは認めない。ただし、農業者が他の事業実施主体から当該機械をリースする方式は認める。なお、この場合、次の要件をすべて満たさなければならない。
①～③ 【略】
- (10) ⑬高生産性農業用機械施設、⑳農林水産物処理加工施設及び㉑農林水産物集出荷貯蔵施設の規模については、実需者との取引が確実にしている範囲に限る。

1.1

1 事業内容

本要件類別に該当する事業の内容は、地域の特性を活かした高付加価値・高収益型農業の確立等による農業の振興のために必要な生産基盤の整備とし、実施要領別表の1の要件類別欄に1.1が掲げられている事業メニューごとに次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

事業メニュー	事業の内容
基盤整備 ⑩連絡農道	【略】
農地等補完保全整備 ⑤小規模農林地等保全整備 (1)～(8) 【略】	【略】

2 交付額算定交付率

実施要領別表の2の要件類別1.1の交付率算定交付率欄の交付率算定交付率5.5/10以内が適用される農村振興局長が別に定める場合とは、1の表の事業メニュー欄の⑩連絡農道、⑤小規模農林地等保全整備の(1)の農業用排水施設、(5)の区画整理、(7)の農地造成又は(8)の農用地保全防災(この要件類別において、これらを総称して「農業生産基盤」という。)を実施する場合であって、原則として、これらの工種を実施しようとする箇所が含まれる集落のうち1以上の農業集落(農林業センサス規則(昭和44年農林省令第39号)第2条第5項に定める農業集落)からみて、林野率がおおむね50%以上であり、かつ、主傾斜がおおむね100分の1以上の農用地の面積が当該集落の全農用地の面積の50%以上を占める地域で、次のすべての要件を満たす地域とする。

(1)～(3) 【略】

3 要件

実施要領別表の2の要件類別1.1の要件欄の1の農村振興局長が別に定めるものとは、本要件類別に該当する事業の実施に当たって、自然的、社会的、経済的条件、地域的なまとまり又は市町村の面積に占める対象地域の割合等からみて、五法指定地域等(実施要領別表の2の要件類別9の交付額算定交付率欄の五法指定地域等をいう。)以外の地域と併せて対象地域として実施することが適当であると計画主体が認める場合にあつては、当該地域を併せて対象地域とすることができるものとする。

1.2

1 事業内容

本要件類別に該当する事業の内容は、地域の特性を活かした高付加価値・高収益型農林漁業の確立等による農林漁業の振興のために必要な生産機械施設の整備とし、実施要領別表の1の要件類別欄に1.2が掲げられている事業メニューごとに次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

表の事業メニュー欄の⑳高生産性農業用機械施設のうち、整理合理化通知の記の4に定める事業については、この限りではない。

3 交付額算定交付率

実施要領別表の2の要件類別1.2の交付額算定交付率欄の農村振興局長が別に定めるものとは、1の表の事業メニュー欄の(10)生産技術高度化施設、(11)農作物被害防止施設及び(12)附帯整備とする。

4 要件

- (1) 本要件類別に該当する事業に、二つの型を置き、1の表の事業メニュー欄の⑥産地振興追加補完整備を一般型の事業と、⑥産地振興追加補完整備、⑳高生産性農業用機械施設、㉑農林水産物処理加工施設及び㉒農林水産物集出荷貯蔵施設を実需者連携型の事業とする。
- (2) 事業メニュー欄の⑥産地振興追加補完整備のうち(1)から(8)までについては、以下のアからキまでのいずれかに該当するものであることが必要である。
ア～キ 【略】
- (3) 畜産農家が活用できる支援メニューは⑥産地振興追加補完整備の(8)に限る。
- (4)～(6) 【略】
- (7) 1の表の事業メニュー欄の(9)から(11)まで、⑳高生産性農業用機械施設、㉑農林水産物処理加工施設及び㉒農林水産物集出荷貯蔵施設は、同表の事業メニュー欄の(1)から(8)までのいずれか(以下この要件類別において「基幹メニュー」という。)と併せて行うものとする。ただし、実需者連携型においては、他の土地改良事業の実施(実施区域、実施時期からみて本事業と密接な関連性を有するものに限る。)をもって基幹メニューの実施とみなすことができる。
- (8) 【略】
- (9) ⑳高生産性農業用機械施設の実施に当たっては、次の要件を満たすこととする。農業者が農業用機械を所有することは認めない。ただし、農業者が他の事業実施主体から当該機械をリースする方式は認める。なお、この場合、次の要件をすべて満たさなければならない。
①～③ 【略】
- (10) ⑳高生産性農業用機械施設、㉑農林水産物処理加工施設及び㉒農林水産物集出荷貯蔵施設の規模については、実需者との取引が確実にしている範囲に限る。

1.3

1 事業内容

本要件類別に該当する事業の内容は、地域の特性を活かした高付加価値・高収益型農業の確立等による農業の振興のために必要な生産基盤の整備とし、実施要領別表の1の要件類別欄に1.3が掲げられている事業メニューごとに次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

事業メニュー	事業の内容
基盤整備 ⑪連絡農道	【略】
農地等補完保全整備 ⑦小規模農林地等保全整備 (1)～(8) 【略】	【略】

2 交付額算定交付率

実施要領別表の2の要件類別1.3の交付率算定交付率欄の交付率算定交付率5.5/10以内(沖縄県は2/3以内)が適用される農村振興局長が別に定める場合とは、1の表の事業メニュー欄の⑪連絡農道、⑦小規模農林地等保全整備の(1)の農業用排水施設、(5)の区画整理、(7)の農地造成又は(8)の農用地保全防災(この要件類別において、これらを総称して「農業生産基盤」という。)を実施する場合であって、原則として、これらの工種を実施しようとする箇所が含まれる集落のうち1以上の農業集落(農林業センサス規則(昭和44年農林省令第39号)第2条第5項に定める農業集落)からみて、林野率がおおむね50%以上であり、かつ、主傾斜がおおむね100分の1以上の農用地の面積が当該集落の全農用地の面積の50%以上を占める地域で、次のすべての要件を満たす地域とする。

(1)～(3) 【略】

3 要件

実施要領別表の2の要件類別1.3の要件欄の1の農村振興局長が別に定めるものとは、本要件類別に該当する事業の実施に当たって、自然的、社会的、経済的条件、地域的なまとまり又は市町村の面積に占める対象地域の割合等からみて、五法指定地域等(実施要領別表の2の要件類別1.1の交付額算定交付率欄の五法指定地域等をいう。)以外の地域と併せて対象地域として実施することが適当であると計画主体が認める場合にあつては、当該地域を併せて対象地域とすることができるものとする。

1.4

1 事業内容

本要件類別に該当する事業の内容は、地域の特性を活かした高付加価値・高収益型農林漁業の確立等による農林漁業の振興のために必要な生産機械施設の整備とし、実施要領別表の1の要件類別欄に1.4が掲げられている事業メニューごとに次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

事業メニュー	事業の内容
生産機械施設 ⑮新規作物導入支援施設	【略】
⑯育苗施設	【略】
【削る】	【削る】
⑰営農飲雑用水施設	【略】
⑱高生産性農業用機械施設	【略】
⑲農業経営改善安定機械施設	【略】
【削る】	【削る】
処理加工・集出荷貯蔵施設 ⑳農林水産物処理加工施設	【略】
㉑乾燥調製貯蔵施設	【略】
㉒農林水産物集出荷貯蔵施設	【略】
新規就業者等技術習得管理施設 ㉓新規就業者等技術習得管理施設	【略】
地域資源活用総合交流促進施設 ㉔地域連携販売力強化施設	【略】
地域資源循環活用施設 ㉕リサイクル施設	【略】
㉖自然・資源活用施設	【略】

2 事業実施主体

1の表の事業メニュー欄の⑮新規作物導入支援施設から㉒農林水産物集出荷貯蔵施設については、農林漁業者等の組織する団体のうち農業者の組織する団体及び参入法人を除くものとする。ただし、1の表の事業メニュー欄の⑱高生産性農業用機械施設のうち、整理合理化通知の記の4に定める事業については、この限りではない。

3 交付額算定交付率

実施要領別表の2の要件類別1.2の交付額算定交付率欄の農村振興局長が別に定める場合及びその定める率とは、次のとおりとする。

第2の4の計画主体が指定した者である木材関連業者等の組織する団体又は地域材を利用する法人（森林・林業再生基盤づくり交付金実施要領の運用について（森林整備・林業等振興整備交付金）（平成25年5月16日付け25林政経第107号農林水産省林野庁長官通知。以下この要件類別において「林業交付金運用通知」という。）の別表1の8の(2)の①のエ及びオに規定する木材関連業者等の組織する団体及び地域材を利用する法人をいう。）が本要件類別に該当する事業を実施する場合においては、林業交付金運用通知の別表1の8の木材加工流通施設整備の交付率欄の交付率に準ずるものとする。

4 要件

(1) 実施要領別表の2の要件類別1.2の要件欄の1の農村振興局長が別に定めるものとは、次のとおりとする。

ア 要件類別1.1の要件等欄の3に準ずるものとする。

イ 一部に五法指定地域等を含む市町村において、五法指定地域の住民等が主な受益者又は利用者等となるものであって、その地域の活性化を図る観点と施設の利便性等を勘案し、五法指定地域等以外に㉔地域連携販売力強化施設を整備することが適当であると計画主体が認める場合にあっては、市町村の単位を対象とすることができるものとする。

事業メニュー	事業の内容
生産機械施設 ⑯新規作物導入支援施設	【略】
⑰育苗施設	【略】
⑱農林水産物運搬施設	農林水産物の栽培管理に必要な資材や収穫物を運搬するための機械施設及びこれらの附帯施設の整備
⑲営農飲雑用水施設	【略】
⑳高生産性農業用機械施設	【略】
㉑農業経営改善安定機械施設	【略】
㉒農林業基盤整備用機械	農業用排水路や林道の改修等のための機械及びこれらの附帯施設の整備
処理加工・集出荷貯蔵施設 ㉓農林水産物処理加工施設	【略】
㉔乾燥調製貯蔵施設	【略】
㉕農林水産物集出荷貯蔵施設	【略】
新規就業者技術習得管理施設 ㉖新規就業者技術習得管理施設	【略】
地域資源活用総合交流促進施設 ㉗地域連携販売力強化施設	【略】
地域資源循環活用施設 ㉘リサイクル施設	【略】
㉙自然・資源活用施設	【略】

2 事業実施主体

1の表の事業メニュー欄の⑯新規作物導入支援施設から㉓農林水産物集出荷貯蔵施設については、農林漁業者等の組織する団体のうち農業者の組織する団体及び参入法人を除くものとする。ただし、1の表の事業メニュー欄の⑳高生産性農業用機械施設のうち、整理合理化通知の記の4に定める事業については、この限りではない。

3 交付額算定交付率

実施要領別表の2の要件類別1.4の交付額算定交付率欄の農村振興局長が別に定める場合及びその定める率とは、次のとおりとする。

第2の4の計画主体が指定した者である木材関連業者等の組織する団体又は地域材を利用する法人（森林・林業再生基盤づくり交付金実施要領の運用について（森林整備・林業等振興整備交付金）（平成25年5月16日付け25林政経第107号農林水産省林野庁長官通知。以下この要件類別において「林業交付金運用通知」という。）の別表1の8の(2)の①のエ及びオに規定する木材関連業者等の組織する団体及び地域材を利用する法人をいう。）が本要件類別に該当する事業を実施する場合においては、林業交付金運用通知の別表1の8の木材加工流通施設整備の交付率欄の交付率に準ずるものとする。

4 要件

(1) 実施要領別表の2の要件類別1.4の要件欄の1の農村振興局長が別に定めるものとは、次のとおりとする。

ア 要件類別1.3の要件等欄の3に準ずるものとする。

イ 一部に五法指定地域等を含む市町村において、五法指定地域の住民等が主な受益者又は利用者等となるものであって、その地域の活性化を図る観点と施設の利便性等を勘案し、五法指定地域等以外に㉔地域連携販売力強化施設を整備することが適当であると計画主体が認める場合にあっては、市町村の単位を対象とすることができるものとする。

(2) 実施要領別表の2の要件類別1.2の要件欄の2の農村振興局長が別に定める要件とは、次のとおりとする。
 ア 事業実施主体は、市町村、農業協同組合及び地方公共団体等が出資する法人とする。
 イ～キ 【略】

1.3 1 事業内容
 本要件類別に該当する実施要領別表の1の事業メニュー欄の⑭林道・作業道の事業内容は、地域の特性を活かした林業の振興のために必要な生産基盤の整備とし、次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

事業メニュー	事業の内容
基盤整備 ⑭林道・作業道	【略】

2 要件
 実施要領別表の2の要件類別1.3の要件欄の1の農村振興局長が別に定めるものとは、要件類別1.1の要件等欄の3に準ずるものとする。

1.4 1 事業内容
 本要件類別に該当する事業の内容は、地域の特性を活かした林業の振興のために必要な生産施設及び木材を活用した施設の整備とし、実施要領別表の1の要件類別欄に1.4が掲げられている事業メニューごとに次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

事業メニュー	事業の内容
生産機械施設 ⑳林業機械施設	【略】
㉑特用林産物生産施設	【略】
地域資源活用総合交流促進施設 ㉒木材利活用促進施設	【略】

2 事業実施主体
 1の表の事業メニュー欄の㉑林業機械施設及び㉒特用林産物生産施設については、農林漁業者等の組織する団体のうち農業者の組織する団体及び参入法人を除くものとする。

3 要件
 (1) 実施要領別表の2の要件類別1.4の要件欄の1の農村振興局長が別に定めるものとは、次のとおりとする。
 ア 要件類別1.1の要件等欄の3に準ずるものとする。
 イ 一部に五法指定地域等を含む市町村において、五法指定地域の住民等が主な受益者又は利用者等となるものであって、その地域の活性化を図る観点と施設の利便性等を勘案し、五法指定地域等以外に㉒木材利活用促進施設を整備することが適当であると計画主体が認める場合にあつては、市町村の単位を対象とすることができるものとする。
 (2) 実施要領別表の2の要件類別1.4の要件欄の2の農村振興局長が別に定める要件とは、次のとおりとする。
 ア～ウ 【略】

1.5 1 事業内容
 本要件類別に該当する事業の内容は、地域の特性を活かした漁業の振興のために必要な生産施設の整備とし、実施要領別表の1の要件類別欄に1.5が掲げられている事業メニューごとに次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

事業メニュー	事業の内容
生産機械施設 ㉓種苗生産・蓄養殖施設	【略】
処理加工・集出荷貯蔵施設 ㉔農林水産物集出荷貯蔵施設	【略】

2 要件
 実施要領別表の2の要件類別1.5の要件欄の農村振興局長が別に定めるものとは、要件類別1.1の要件等欄の3に準ずるものとする。

(2) 実施要領別表の2の要件類別1.4の要件欄の2の農村振興局長が別に定める要件とは、次のとおりとする。
 ア 事業実施主体は、市町村、農業協同組合及び地方公共団体等が出資する法人とする。
 イ～キ 【略】

1.5 1 事業内容
 本要件類別に該当する実施要領別表の1の事業メニュー欄の⑮林道・作業道の事業内容は、地域の特性を活かした林業の振興のために必要な生産基盤の整備とし、次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

事業メニュー	事業の内容
基盤整備 ⑮林道・作業道	【略】

2 要件
 実施要領別表の2の要件類別1.5の要件欄の1の農村振興局長が別に定めるものとは、要件類別1.3の要件等欄の3に準ずるものとする。

1.6 1 事業内容
 本要件類別に該当する事業の内容は、地域の特性を活かした林業の振興のために必要な生産施設及び木材を活用した施設の整備とし、実施要領別表の1の要件類別欄に1.6が掲げられている事業メニューごとに次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

事業メニュー	事業の内容
生産機械施設 ㉓林業機械施設	【略】
㉔特用林産物生産施設	【略】
地域資源活用総合交流促進施設 ㉕木材利活用促進施設	【略】

2 事業実施主体
 1の表の事業メニュー欄の㉓林業機械施設及び㉔特用林産物生産施設については、農林漁業者等の組織する団体のうち農業者の組織する団体及び参入法人を除くものとする。

3 要件
 (1) 実施要領別表の2の要件類別1.6の要件欄の1の農村振興局長が別に定めるものとは、次のとおりとする。
 ア 要件類別1.3の要件等欄の3に準ずるものとする。
 イ 一部に五法指定地域等を含む市町村において、五法指定地域の住民等が主な受益者又は利用者等となるものであって、その地域の活性化を図る観点と施設の利便性等を勘案し、五法指定地域等以外に㉕木材利活用促進施設を整備することが適当であると計画主体が認める場合にあつては、市町村の単位を対象とすることができるものとする。
 (2) 実施要領別表の2の要件類別1.6の要件欄の2の農村振興局長が別に定める要件とは、次のとおりとする。
 ア～ウ 【略】

1.7 1 事業内容
 本要件類別に該当する事業の内容は、地域の特性を活かした漁業の振興のために必要な生産施設の整備とし、実施要領別表の1の要件類別欄に1.7が掲げられている事業メニューごとに次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

事業メニュー	事業の内容
生産機械施設 ㉖種苗生産・蓄養殖施設	【略】
処理加工・集出荷貯蔵施設 ㉗農林水産物集出荷貯蔵施設	【略】

2 要件
 実施要領別表の2の要件類別1.7の要件欄の農村振興局長が別に定めるものとは、要件類別1.3の要件等欄の3に準ずるものとする。

1.6 1 事業内容
 本要件類別に該当する実施要領別表の1の事業メニュー欄の④②地域資源活用起業支援施設の事業内容は、次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

事業メニュー	事業の内容
地域資源活用起業支援施設 ④②地域資源活用起業支援施設	【略】

2 要件
 実施要領別表の2の要件類別1.6の要件欄の農村振興局長が別に定めるものとは、要件類別1.1の要件等欄の3に準ずるものとする。

1.7 1 事業内容
 本要件類別に該当する事業の内容は、多様な農山漁村と都市との交流の促進及び地域農林漁業者の安定的な就業・所得機会の創出等に必要な施設等の整備とし、実施要領別表の1の要件類別欄に1.7が掲げられている事業メニューごとに次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

事業メニュー	事業の内容
地域資源活用総合交流促進施設 ③①都市農山漁村総合交流促進施設	【略】
③⑤地域資源活用交流促進施設	【略】
農林漁業・農山漁村体験施設 ⑥⑦農林漁業・農山漁村体験施設	ア 農作物の収穫等の農作業、間伐等の森林作業、地引き網等の漁業作業等農林漁業の体験、農林漁業技術の伝承等のために必要な体験施設、滞在施設、体験農園等及びこれらの附帯施設の整備 イ 都市住民等が余暇等を利用して農山漁村に対する理解を深めるために必要な農山漁村体験滞在施設等及びこれらの附帯施設の整備
【削る】	
【削る】	【削る】

2 要件
 実施要領別表の2の要件類別1.7の要件欄の農村振興局長が別に定めるものとは、次のとおりとする。
 ア 要件類別1.1の要件等欄の3に準ずるものとする。
 イ 一部に五法指定地域等を含む市町村において、五法指定地域の住民等が主な受益者又は利用者等となるものであって、その地域の活性化を図る観点と施設の利便性等を勘案し、五法指定地域等以外に③①都市農山漁村総合交流促進施設、③⑤地域資源活用交流促進施設を整備することが適当であると計画主体が認める場合にあっては、市町村の単位を対象とすることができるものとする。

1.8 1 事業内容
 本要件類別に該当する実施要領別表の1の事業メニュー欄の④④教養文化・知識習得施設の事業内容は、次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

事業メニュー	事業の内容
自然環境等活用交流学習施設 ④④教養文化・知識習得施設	【略】

2 要件
 (1) 実施要領別表の2の要件類別1.8の要件欄の1の農村振興局長が別に定めるものとは、要件類別1.1の要件等欄の3に準ずるものとする。

1.8 1 事業内容
 本要件類別に該当する実施要領別表の1の事業メニュー欄の④⑨地域資源活用起業支援施設の事業内容は、次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

事業メニュー	事業の内容
地域資源活用起業支援施設 ④⑨地域資源活用起業支援施設	【略】

2 要件
 実施要領別表の2の要件類別1.8の要件欄の農村振興局長が別に定めるものとは、要件類別1.3の要件等欄の3に準ずるものとする。

1.9 1 事業内容
 本要件類別に該当する事業の内容は、多様な農山漁村と都市との交流の促進及び地域農林漁業者の安定的な就業・所得機会の創出等に必要な施設等の整備とし、実施要領別表の1の要件類別欄に1.9が掲げられている事業メニューごとに次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

事業メニュー	事業の内容
地域資源活用総合交流促進施設 ③⑥都市農山漁村総合交流促進施設	【略】
④①地域資源活用交流促進施設	【略】
農林漁業体験施設 ④③農林漁業体験施設	農作物の収穫等の農作業、間伐等の森林作業、地引き網等の漁業作業等農林漁業の体験、農林漁業技術の伝承等のために必要な体験施設、滞在施設、体験農園等及びこれらの附帯施設の整備 【新設】
自然環境等活用交流学習施設 ④④農山漁村体験施設	都市住民等が余暇等を利用して農山漁村に対する理解を深めるために必要な農山漁村体験滞在施設等及びこれらの附帯施設の整備

2 要件
 実施要領別表の2の要件類別1.9の要件欄の農村振興局長が別に定めるものとは、次のとおりとする。
 ア 要件類別1.3の要件等欄の3に準ずるものとする。
 イ 一部に五法指定地域等を含む市町村において、五法指定地域の住民等が主な受益者又は利用者等となるものであって、その地域の活性化を図る観点と施設の利便性等を勘案し、五法指定地域等以外に③⑥都市農山漁村総合交流促進施設、④①地域資源活用交流促進施設を整備することが適当であると計画主体が認める場合にあっては、市町村の単位を対象とすることができるものとする。

2.0 1 事業内容
 本要件類別に該当する実施要領別表の1の事業メニュー欄の④④教養文化・知識習得施設の事業内容は、次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

事業メニュー	事業の内容
自然環境等活用交流学習施設 ④④教養文化・知識習得施設	自然環境を活かした農山漁村と都市の子供等相互の体験や学習機会の向上に必要な自然・動植物観察施設等及びこれらの附帯施設の整備

2 要件
 (1) 実施要領別表の2の要件類別2.0の要件欄の1の農村振興局長が別に定めるものとは、要件類別1.3の要件等欄の3に準ずるものとする。

(2)、(3) 【略】

1.9

1 事業内容

本要件類別に該当する事業の内容は、森林や遊休農地等の適正な利用を図るとともに集落機能・地域景観の保全等を通じて、多面的機能の維持保全を図るために必要な施設等の整備とし、実施要領別表の1の要件類別欄に1.9が掲げられている事業メニューごとに次表の事業の内容欄に記載しているとおりとする。

事業メニュー	事業の内容
基盤整備 ⑩連絡農道	【略】
地域資源活用総合交流促進施設 ⑳廃校・廃屋等改修交流施設	【略】
自然環境等活用交流学習施設 ㉑自然環境保全・活用交流施設	【略】
農地等補完保全整備 ㉒小規模農林地等保全整備 (1)～(9) 【略】	【略】

2 要件

- (1) 実施要領別表の2の要件類別 1.9 の要件欄の1の農村振興局長が別に定めるものとは、次のとおりとする。
- ア 要件類別 1.1 の要件等欄の3に準ずるものとする。
- イ 一部に五法指定地域等を含む市町村において、五法指定地域の住民等が主な受益者又は利用者等となるものであって、その地域の活性化を図る観点と施設の利便性等を勘案し、五法指定地域等以外に㉒廃校・廃屋等改修交流施設を整備することが適当であると計画主体が認める場合にあっては、市町村の単位を対象とすることができるものとする。
- (2) 実施要領別表の2の要件類別 1.9 の要件欄の2の農村振興局長が別に定めるものとは、1の表の事業メニュー欄の㉒小規模農林地等保全整備の(9)小規模林地整備の事業の内容欄の森林の保全管理とする。

2.0

1 事業内容

本要件類別に該当する事業の内容は、里地や棚田等において、多面的機能の良好な発揮や豊かな自然環境の保全・再生のために必要な施設等の整備とし、実施要領別表の1の要件類別欄に2.0が掲げられている事業メニューごとに次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

事業メニュー	事業の内容
基盤整備 ⑨農業集落道	【略】
簡易給排水施設 ㉓飲雑用水施設	【略】
防災安全施設 ㉔防災安全施設	【略】
【削る】	【削る】
【削る】	
農林漁業・農山漁村体験施設 ㉕農林漁業・農山漁村体験施設	【略】
自然環境等活用交流施設	

(2)、(3) 【略】

2.1

1 事業内容

本要件類別に該当する事業の内容は、森林や遊休農地等の適正な利用を図るとともに集落機能・地域景観の保全等を通じて、多面的機能の維持保全を図るために必要な施設等の整備とし、実施要領別表の1の要件類別欄に2.1が掲げられている事業メニューごとに次表の事業の内容欄に記載しているとおりとする。

事業メニュー	事業の内容
基盤整備 ⑪連絡農道	【略】
地域資源活用総合交流促進施設 ㉖廃校・廃屋等改修交流施設	【略】
自然環境等活用交流学習施設 ㉗自然環境保全・活用施設	【略】
農地等補完保全整備 ㉘小規模農林地等保全整備 (1)～(9) 【略】	【略】

2 要件

- (1) 実施要領別表の2の要件類別 2.1 の要件欄の1の農村振興局長が別に定めるものとは、次のとおりとする。
- ア 要件類別 1.3 の要件等欄の3に準ずるものとする。
- イ 一部に五法指定地域等を含む市町村において、五法指定地域の住民等が主な受益者又は利用者等となるものであって、その地域の活性化を図る観点と施設の利便性等を勘案し、五法指定地域等以外に㉖廃校・廃屋等改修交流施設を整備することが適当であると計画主体が認める場合にあっては、市町村の単位を対象とすることができるものとする。
- (2) 実施要領別表の2の要件類別 2.1 の要件欄の2の農村振興局長が別に定めるものとは、1の表の事業メニュー欄の㉘小規模農林地等保全整備の(9)小規模林地整備の事業の内容欄の森林の保全管理とする。

2.2

1 事業内容

本要件類別に該当する事業の内容は、里地や棚田等において、多面的機能の良好な発揮や豊かな自然環境の保全・再生のために必要な施設等の整備とし、実施要領別表の1の要件類別欄に2.2が掲げられている事業メニューごとに次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

事業メニュー	事業の内容
基盤整備 ⑩農業集落道	【略】
簡易給排水施設 ㉓飲雑用水施設	【略】
防災安全施設 ㉔防災安全施設	【略】
地域資源活用総合交流促進施設 ㉙交流活動基盤施設	【略】
農林漁業体験施設 ㉚農林漁業体験施設	【略】
自然環境等活用交流施設	

<p>㉔自然環境保全・活用交流施設</p>	<p><u>ア</u> 地域内外の住民の交流を通じ、住民の参加の下で土地改良施設等の保全活動を行う際に必要な保全活動準備休憩施設、共同利用機械格納施設及びこれらに類する施設の整備</p> <p><u>イ</u> 土地改良施設等で地域内外の住民が親しみ、保全活動へ参加する契機となるような以下の整備を行うものとする。</p> <p><u>(ア)</u> 土地改良施設等で人々が親しむために必要な植樹、芝生、緑化施設、親水護岸、親水施設、遊歩道及びこれらに類する施設の整備</p> <p><u>(イ)</u> <u>(ア)</u>の整備に附帯して行うベンチ、パーゴラ、水飲み場、便所、休憩所、照明施設及びこれらに類する施設の整備</p>
<p>農地等補完保全整備</p> <p>㉕小規模農林地等保全整備</p> <p>(1)～(6) 【略】</p>	<p>【略】</p>
<p>景観・生態系保全整備</p> <p>㉖景観・生態系保全整備</p>	<p>【略】</p>

2 要件

- (1) 実施要領別表の2の要件類別 2.0 の要件欄の1の農村振興局長が別に定めるものとは、次のとおりとする。
- ア 要件類別 1.1 の要件等欄の3に準ずるものとする。
- イ 一部に五法指定地域等を含む市町村において、五法指定地域の住民等が主な受益者又は利用者等となるものであって、その地域の活性化を図る観点と施設の利便性等を勘案し、五法指定地域等以外に ㉔自然環境保全・活用交流施設（イを除く。） を整備することが適当であると計画主体が認める場合にあっては、市町村の単位を対象とすることができるものとする。
- (2) 本要件類別に該当する事業（ただし、㉕小規模農林地等保全整備のうち(1)から(4)の事業を除く。）を実施する場合、原則として土地改良施設と一体的に保全することが必要な農地を対象とする。
- (3) 1の表の事業メニュー欄の ㉕小規模農林地等保全整備のうち(1)農地の簡易な整備及び(2)土地改良施設の整備については、実施要領別表の2の要件類別 2.0 の要件欄の1の(2)に規定する地域における農業生産条件を改善するため、地域の特性に即した農地の簡易な整備及び土地改良施設の整備を行うものであることとする。なお、各工種の合計の受益面積は1 ha以上とするものとする。

2.1 1 事業内容

本要件類別に該当する事業の内容は、地域住民が豊かで住み良い生活を享受し得る快適な生活空間の形成を図るために必要な施設等の整備とし、実施要領別表の1の要件類別欄に 2.1 が掲げられている事業メニューごとに次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

事業メニュー	事業の内容
<p>基盤整備</p> <p>㉑農業集落道</p>	<p>【略】</p>
<p>簡易給排水施設</p> <p>㉒簡易給排水施設</p>	<p>農林漁家等の生活に必要なとなる飲水の供給のための簡易な給水施設、し尿・生活雑排水等を浄化するための簡易な排水処理施設等及びこれらの附帯施設の整備</p>
<p>【削る】</p>	<p>【削る】</p>

2 交付額算定交付率

実施要領別表の1の要件類別 2.1 の交付額算定交付率欄の農村振興局長が別に定める場合とは、原則として、実施要領別表の1の事業メニュー欄の ㉑農業集落道 を実施しようとする箇所が含まれる集落のうち1以上の農業集落（農林業センサス規則（昭和44年農林省令第39号）第2条第5項に定める農業集落）からみて、林野率がおおむね50%以上であり、かつ、主傾斜がおおむね100分の1以上の農用地の面積が当該集落の全農用地の面積の50%以上を占める地域で、次のすべての要件を満たす地域とする。

(1)～(3) 【略】

3 要件

- (1) 実施要領別表の2の要件類別 2.1 の要件欄の1の農村振興局長が別に定めるものとは、要件類別 1.1 の要件等欄の3に準ずるものとする。
- (2) 1の表の事業メニュー欄の ㉒簡易給排水施設のうち簡易給水施設は、給水人口3人以上50人未満のものとする。

<p>㉕自然環境保全・活用施設</p>	<p>【新設】</p> <p>土地改良施設等で地域内外の住民が親しみ、保全活動へ参加する契機となるような以下の整備を行うものとする。</p> <p><u>ア</u> 土地改良施設等で人々が親しむために必要な植樹、芝生、緑化施設、親水護岸、親水施設、遊歩道及びこれらに類する施設の整備</p> <p><u>イ</u> アの整備に附帯して行うベンチ、パーゴラ、水飲み場、便所、休憩所、照明施設及びこれらに類する施設の整備</p>
<p>農地等補完保全整備</p> <p>㉖小規模農林地等保全整備</p> <p>(1)農地の簡易な整備</p>	<p>【略】</p>
<p>景観・生態系保全整備</p> <p>㉗景観・生態系保全整備</p>	<p>【略】</p>

2 要件

- (1) 実施要領別表の2の要件類別 2.2 の要件欄の1の農村振興局長が別に定めるものとは、次のとおりとする。
- ア 要件類別 1.3 の要件等欄の3に準ずるものとする。
- イ 一部に五法指定地域等を含む市町村において、五法指定地域の住民等が主な受益者又は利用者等となるものであって、その地域の活性化を図る観点と施設の利便性等を勘案し、五法指定地域等以外に ㉙交流活動基盤施設 を整備することが適当であると計画主体が認める場合にあっては、市町村の単位を対象とすることができるものとする。
- (2) 本要件類別に該当する事業（ただし、㉖小規模農林地等保全整備のうち(1)から(4)の事業を除く。）を実施する場合、原則として土地改良施設と一体的に保全することが必要な農地を対象とする。
- (3) 1の表の事業メニュー欄の ㉖小規模農林地等保全整備のうち(1)農地の簡易な整備及び(2)土地改良施設の整備については、実施要領別表の2の要件類別 2.2 の要件欄の1の(2)に規定する地域における農業生産条件を改善するため、地域の特性に即した農地の簡易な整備及び土地改良施設の整備を行うものであることとする。なお、各工種の合計の受益面積は1 ha以上とするものとする。

2.3 1 事業内容

本要件類別に該当する事業の内容は、地域住民が豊かで住み良い生活を享受し得る快適な生活空間の形成を図るために必要な施設等の整備とし、実施要領別表の1の要件類別欄に 2.3 が掲げられている事業メニューごとに次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

事業メニュー	事業の内容
<p>基盤整備</p> <p>㉑農業集落道</p>	<p>【略】</p>
<p>簡易給排水施設</p> <p>㉒簡易給水施設</p>	<p>農林漁家等の生活に必要なとなる飲水の供給のための簡易な給水施設及びこれらの附帯施設の整備</p>
<p>㉓簡易排水施設</p>	<p>し尿・生活雑排水等の浄化するための簡易な排水処理施設等及びこれらの附帯施設の整備</p>

2 交付額算定交付率

実施要領別表の1の要件類別 2.3 の交付額算定交付率欄の農村振興局長が別に定める場合とは、原則として、実施要領別表の1の事業メニュー欄の ㉑農業集落道 を実施しようとする箇所が含まれる集落のうち1以上の農業集落（農林業センサス規則（昭和44年農林省令第39号）第2条第5項に定める農業集落）からみて、林野率がおおむね50%以上であり、かつ、主傾斜がおおむね100分の1以上の農用地の面積が当該集落の全農用地の面積の50%以上を占める地域で、次のすべての要件を満たす地域とする。

(1)～(3) 【略】

3 要件

- (1) 実施要領別表の2の要件類別 2.3 の要件欄の1の農村振興局長が別に定めるものとは、要件類別 1.3 の要件等欄の3に準ずるものとする。

(3) 1の表の事業メニュー欄の⑳簡易給排水施設のうち簡易排水施設は、次の要件をすべて満たしていること。
ア、イ 【略】

2.2

1 事業内容
本要件類別に該当する事業の内容は、高齢者の生きがい発揮と女性の能力を十分発揮するために必要な施設等の整備とし、実施要領別表の1の要件類別欄に2.2が掲げられている事業メニューごとに次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

事業メニュー	事業の内容
地域住民活動支援促進施設 ④高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設 【削る】	【略】
【削る】	【削る】

2 要件

(1) 実施要領別表の2の要件類別2.2の要件欄の1の農村振興局長が別に定めるものとは、要件類別1.1の要件等欄の3に準ずるものとする。

(2) 実施要領別表の2の要件類別2.2の要件欄の2の農村振興局長が別に定める要件とは、次のとおりとする。

ア ④高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設

1の表の事業メニュー欄の④高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設の整備に当たっては、次によるものとする。

(ア)、(イ) 【略】

【削る】

2.3

1 事業内容
本要件類別に該当する事業の内容は、都市との共生を図りながら森林の適正な管理及び山村の活性化に資することを趣旨とし、実施要領別表の1の要件類別欄に2.3が掲げられている事業メニューごとに次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

事業メニュー	事業の内容
新規就業者等技術習得管理施設 ②⑥新規就農者等技術習得管理施設 【削る】	【略】
地域資源活用総合交流促進施設 ①都市農山漁村総合交流促進施設 【削る】	【略】
②②廃校・廃屋等改修交流施設 【削る】	【略】
農林漁業・農山漁村体験施設 ⑦農林漁業・農山漁村体験施設 【削る】	ア 木工芸体験施設、技術の伝承等のために必要な林業体験林、山菜園、きのこ園等の体験施設、滞在施設等及びこれらの附帯施設の整備 イ 都市住民等が余暇等を利用して山村に対する理解を深めるために必要な体験施設、滞在施設及びこれらの附帯施設の整備
【削る】 ④④自然環境等活用交流学習	【略】

(2) 1の表の事業メニュー欄の㉑簡易給水施設は、給水人口3人以上50人未満のものとする。
(3) 1の表の事業メニュー欄の㉒簡易排水施設は、次の要件をすべて満たしていること。
ア、イ 【略】

2.4

1 事業内容
本要件類別に該当する事業の内容は、高齢者の生きがい発揮と女性の能力を十分発揮するために必要な施設等の整備とし、実施要領別表の1の要件類別欄に2.4が掲げられている事業メニューごとに次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

事業メニュー	事業の内容
地域住民活動支援促進施設 ②②高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設 【削る】	【略】
③③健康管理等情報連絡施設 【削る】	③③情報端末機器等高齢者の農林漁業関連の活動促進のための健康管理通信施設等及びこれらの附帯施設の整備

2 要件

(1) 実施要領別表の2の要件類別2.4の要件欄の1の農村振興局長が別に定めるものとは、要件類別1.3の要件等欄の3に準ずるものとする。

(2) 実施要領別表の2の要件類別2.4の要件欄の2の農村振興局長が別に定める要件とは、次のとおりとする。

ア ②②高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設

1の表の事業メニュー欄の②②高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設の整備に当たっては、次によるものとする。

(ア)、(イ) 【略】

イ ③③健康管理等情報連絡施設

1の表の事業メニュー欄の③③健康管理等情報連絡施設の整備に当たっては、事業実施主体は、市町村の農林水産担当部局、厚生担当部局、教育委員会等からなる在宅健康管理システム推進委員会を設置し、利用者の選定基準の作成及び選定の判定並びに利用料金の設定等を行うものとする。

2.5

1 事業内容
本要件類別に該当する事業の内容は、都市との共生を図りながら森林の適正な管理及び山村の活性化に資することを趣旨とし、実施要領別表の1の要件類別欄に2.5が掲げられている事業メニューごとに次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

事業メニュー	事業の内容
新規就業者技術習得管理施設 ②②林業技術研修施設 【削る】	【略】
地域資源活用総合交流促進施設 ②②都市農山漁村総合交流促進施設 【削る】	【略】
②②②廃校・廃屋等改修交流施設 【削る】	【略】
農林漁業体験施設 ③③農林漁業体験施設 【削る】	【略】
④④自然環境等活用交流学習施設 【削る】	【略】
④④農山漁村体験施設 【削る】	【略】
④④自然環境保全・活用	【略】

施設 ⑳自然環境保全・活用 交流施設	【略】
⑳教養文化・知識習得 施設	【略】
地域資源循環活用施設 ㉑リサイクル施設	【略】
㉒自然・資源活用施設	【略】
地域住民活動支援促進施設 ㉓高齢者・女性等地域 住民活動・生活支援促進 機械施設	【略】
景観・生態系保全整備 ㉔景観・生態系保全整 備	【略】

2.4

1 事業内容
本要件類別に該当する事業の内容は、地域の資源である森林空間を総合的に利用し、林業体験、森林のレクリエーション的利用、教育・文化的利用等都市との交流を促進することにより、森林・林業に対する理解を深め、もって林業者の就業・所得機会の向上に資する施設とし、実施要領別表の1の要件類別欄に2.4が掲げられている事業メニューごとに次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

事業メニュー	事業の内容
地域資源活用総合交流促進施設 ㉕地域連携販売力強化 施設	【略】
農林漁業・農山漁村体験 施設 ㉖農林漁業・農山漁村 体験施設 【削る】	ア 木工芸体験施設、技術の伝承等のために必要な林業体験林、山菜園、きのこ園等の体験施設、滞在施設等及びこれらの附帯施設の整備
【削る】	イ 都市住民等が余暇等を利用して山村に対する理解を深めるために必要な体験施設、滞在施設及びこれらの附帯施設の整備
自然環境等活用交流学習 施設 ㉗自然環境保全・活用 交流施設	【略】
㉘教養文化・知識習得 施設	【略】

2 事業実施主体

(1) 実施要領別表の2の要件類別2.4の事業実施主体欄の農林漁業者等の組織する団体及び地方公共団体等が出資する法人に関しては、第2の1及び2に規定するほか、次によるものとする。

ア、イ 【略】

(2) 実施要領別表の2の要件類別2.4の事業実施主体欄の森林組合が、収支を伴う施設について単独で事業実施主体となる場合は、森林組合系統による取組の推進のための事務手続について（平成14年11月22日付け14林政経第119号農林水産省林野庁長官通知）に基づき、都道府県知事により中核組合に認定された森林組合に限るものとする。

3 交付額算定交付率

実施要領別表の2の要件類別欄2.4の交付額算定交付率欄の農村振興局長が別に定める場合及びその定める率とは、1の事業メニュー欄の㉗自然環境保全・活用交流施設の事業の内容欄の簡易給排水施設（地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条の地震防災緊急事業5カ年計画に基づいて実施される事業のうち同法別表第1に定める貯

施設	
㉙教養文化・知識習得 施設	【略】
地域資源循環活用施設 ㉚リサイクル施設	【略】
㉛自然・資源活用施設	【略】
地域住民活動支援促進施設 ㉜高齢者・女性等地域 住民活動・生活支援促進 機械施設	【略】
景観・生態系保全整備 ㉝景観・生態系保全整 備	【略】

2.6

1 事業内容
本要件類別に該当する事業の内容は、地域の資源である森林空間を総合的に利用し、林業体験、森林のレクリエーション的利用、教育・文化的利用等都市との交流を促進することにより、森林・林業に対する理解を深め、もって林業者の就業・所得機会の向上に資する施設とし、実施要領別表の1の要件類別欄に2.6が掲げられている事業メニューごとに次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

事業メニュー	事業の内容
地域資源活用総合交流促進施設 ㉞地域連携販売力強化 施設	【略】
農林漁業体験施設 ㉟農林漁業体験施設	木工芸体験施設、技術の伝承等のために必要な林業体験林、山菜園、きのこ園等の体験施設、滞在施設等及びこれらの附帯施設の整備
自然環境等活用交流学習 施設 ㊱農山漁村体験施設	都市住民等が余暇等を利用して山村に対する理解を深めるために必要な体験施設、滞在施設及びこれらの附帯施設の整備
㊲自然環境保全・活用 施設	【略】
㊳教養文化・知識習得 施設	【略】

2 事業実施主体

(1) 実施要領別表の2の要件類別2.6の事業実施主体欄の農林漁業者等の組織する団体及び地方公共団体等が出資する法人に関しては、第2の1及び2に規定するほか、次によるものとする。

ア、イ 【略】

(2) 実施要領別表の2の要件類別2.6の事業実施主体欄の森林組合が、収支を伴う施設について単独で事業実施主体となる場合は、森林組合系統による取組の推進のための事務手続について（平成14年11月22日付け14林政経第119号農林水産省林野庁長官通知）に基づき、都道府県知事により中核組合に認定された森林組合に限るものとする。

3 交付額算定交付率

実施要領別表の2の要件類別欄2.6の交付額算定交付率欄の農村振興局長が別に定める場合及びその定める率とは、1の事業メニュー欄の㊲自然環境保全・活用施設の事業の内容欄の簡易給排水施設（地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条の地震防災緊急事業5カ年計画に基づいて実施される事業のうち同法別表第1に定める貯水

水槽に該当するものを除く。)及びその附帯施設を整備する場合であって、4/10とする。

4 要件

(1) 実施要領別表の2の要件類別2.4の要件欄の1の農村振興局長が別に定める施設とは、1の事業メニュー欄の㉔自然環境保全・活用交流施設の事業の内容欄の連絡道、集落散策道及び簡易給排水施設(以下この要件類別において単に「連絡道等」という。)とする。

(2) 実施要領別表の2の要件類別2.4の要件欄の2の農村振興局長が別に定める要件とは次のとおりとする。

ア～ウ 【略】

エ 1の事業メニュー欄の㉔自然環境保全・活用交流施設の事業の内容欄の連絡道の整備に当たっては、都道府県道、市町村道、農道及び林道以外の道路を対象として実施するものとする。ただし、1級及び2級以外の市町村道であって、あらかじめ道路管理者及び関係都道府県の道路関係部局との調整が図られた市町村道については、連絡道として実施することができるものとする。

オ 【略】

2.5

1 事業内容

本要件類別に該当する実施要領別表の1の事業メニュー欄の㉔木材利活用促進施設の事業内容は、次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

事業メニュー	事業の内容
地域資源活用総合交流促進施設	
㉔木材利活用促進施設	【略】

2 要件

(1) 実施要領別表の2の要件類別2.5の要件欄の4の農村振興局長が別に定める要件とは、次のとおりとする。

ア～ウ 【略】

2.6

1 事業内容

本要件類別に該当する事業内容は、都市と漁村の共生・対流の促進、環境への配慮、安全で安心した暮らしの実現の確保など漁村地域の活性化を図るために必要な施設等の整備とし、実施要領別表の1の要件類別欄に2.6が掲げられている事業メニューごとに次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

事業メニュー	事業の内容
簡易給排水施設	
㉗簡易給排水施設	【略】
㉘飲雑用水施設	【略】
防災安全施設	
㉙防災安全施設	【略】
地域資源活用総合交流促進施設	
㉚都市農山漁村総合交流促進施設	【略】
㉛廃校・廃屋等改修交流施設	【略】
㉜地域資源活用交流促進施設	【略】
㉝地域連携販売力強化施設	【略】
農林漁業・農林漁業体験施設	
㉞農林漁業・農林漁業体験施設	ア 自然環境豊かな漁村において、水産業等の体験学習を行うための体験学習施設、漁業体験等を行うための漁業体験用船舶、漁具保管庫等及びこれらの附帯施設の整備

に該当するものを除く。)及びその附帯施設を整備する場合であって、4/10(沖縄県は2/3)とする。

4 要件

(1) 実施要領別表の2の要件類別2.6の要件欄の1の農村振興局長が別に定める施設とは、1の事業メニュー欄の㉕自然環境保全活用施設の事業の内容欄の連絡道、集落散策道及び簡易給排水施設(以下この要件類別において単に「連絡道等」という。)とする。

(2) 実施要領別表の2の要件類別2.6の要件欄の2の農村振興局長が別に定める要件とは次のとおりとする。

ア～ウ 【略】

エ 1の事業メニュー欄の㉕自然環境保全・活用施設の事業の内容欄の連絡道の整備に当たっては、都道府県道、市町村道、農道及び林道以外の道路を対象として実施するものとする。ただし、1級及び2級以外の市町村道であって、あらかじめ道路管理者及び関係都道府県の道路関係部局との調整が図られた市町村道については、連絡道として実施することができるものとする。

オ 【略】

2.7

1 事業内容

本要件類別に該当する実施要領別表の1の事業メニュー欄の㉕木材利活用促進施設の事業内容は、次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

事業メニュー	事業の内容
地域資源活用総合交流促進施設	
㉕木材利活用促進施設	【略】

2 要件

(1) 実施要領別表の2の要件類別2.7の要件欄の4の農村振興局長が別に定める要件とは、次のとおりとする。

ア～ウ 【略】

2.8

1 事業内容

本要件類別に該当する事業内容は、都市と漁村の共生・対流の促進、環境への配慮、安全で安心した暮らしの実現の確保など漁村地域の活性化を図るために必要な施設等の整備とし、実施要領別表の1の要件類別欄に2.8が掲げられている事業メニューごとに次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

事業メニュー	事業の内容
簡易給排水施設	
㉚簡易排水施設	【略】
㉛飲雑用水施設	【略】
防災安全施設	
㉜防災安全施設	【略】
地域資源活用総合交流促進施設	
㉝都市農山漁村総合交流促進施設	【略】
㉞廃校・廃屋等改修交流施設	【略】
㉟地域資源活用交流促進施設	【略】
㊱地域連携販売力強化施設	【略】
農林漁業体験施設	
㊲農林漁業体験施設	自然環境豊かな漁村において、水産業等の体験学習を行うための体験学習施設、漁業体験等を行うための漁業体験用船舶、漁具保管庫等及びこれらの附帯施設の整備

【削る】	
【削る】	イ 都市住民等が余暇等を利用して漁村に対する理解を深めるために必要な滞在施設、野営場等及びこれらの附帯施設の整備
自然環境等活用交流学習施設 ③⑧自然環境保全・活用交流施設	【略】
④⑩教養文化・知識習得施設	【略】
地域資源活用起業支援施設 ④②地域資源活用起業支援施設	【略】
地域資源循環活用施設 ④③リサイクル施設	【略】
④④自然・資源活用施設	【略】
地域住民活動支援促進施設 ④⑤高齢者・女性等地域住民活動生活支援促進機械施設	【略】
④⑥船舶離発着施設	【略】
⑤①景観・生態系保全整備	【略】

※ 事業の内容欄の附帯施設とは、門、柵、連絡道路、照明、水道、駐車場、看板等の施設とする。

2 要件

- (1) 実施要領別表の2の要件類別 2.6の要件欄の1の農村振興局長が別に定める場合とは、次のとおりとする。
- ア 1の表の事業メニュー欄の②⑨防災安全施設、③⑤地域資源活用交流促進施設、③⑥地域連携販売力強化施設、④③リサイクル施設及び④④自然・資源活用施設の事業の内容欄のアの施設について、次の要件に該当する場合は、核となる漁業集落と同一市町村内を実施地域の対象とすることができる。
- (7) 1の表の事業メニュー欄の②⑨防災安全施設、④③リサイクル施設及び④④自然・資源活用施設の事業の内容欄のアの施設については、漁村地域の環境負荷の低減や生活環境の改善に資することが確実であるものであること。
- (4) 1の表の事業メニュー欄の③⑥地域連携販売力強化施設については、核となる漁業集落における都市漁村交流の取組と一体的に行われるものであり、かつ、情報発信の前進基地としてその取組の紹介やPR活動が併せて行われるものであること。
- (7) 1の表の事業メニュー欄の③⑤地域資源活用交流促進施設（事業の内容欄の海洋深層水を体験するための多目的プール、シャワールーム、休憩室等の施設（以下この要件類別において「海洋深層水体験施設」という。）を除く。）については、核となる漁業集落における都市漁村交流の取組と一体的に行われるものであること。
- イ 1の表の事業メニュー欄の③⑧自然環境保全・活用交流施設及び④②地域資源活用起業支援施設については、核となる漁業集落における都市漁村交流の取組と一体的に行われるものについては、海域も実施地域の対象とすることができる。
- (2) 実施要領別表の2の要件類別 2.6の要件欄の2の農村振興局長が別に定める要件とは、次のとおりとする。
- ア 【略】
- イ 1の表の事業メニュー欄の③⑦農林漁業・農山漁村体験施設は、宿泊のみを対象とするものは交付の対象としない。また、当該漁村の所在市町村以外の地方公共団体が漁村滞在施設を整備する場合は、当該所在市町村と十分な調整を図ること。
- ウ 1の表の事業メニュー欄の④④自然・資源活用施設の事業の内容欄のア及びイの施設については、水産関係地方公共団体交付金等実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2630号水産庁長官通知）別表5の（2）のの実施要件欄に掲げる施設とする。
- エ 1の表の事業メニュー欄の⑤①景観・生態系保全整備の事業の内容欄のアの施設は、地方単独事業等（国の負担又は補助を得ないで実施する事業をいう。）のソフト事業（施設等を整備する事業以外のものをいう。）と一体的に実施するものとする。ただし、景観法（平成16年法律110号）第8条第2項に規定する景観計画区域及び同法第61条に

自然環境等活用交流学習施設	都市住民等が余暇等を利用して漁村に対する理解を深めるために必要な滞在施設、野営場等及びこれらの附帯施設の整備
④④農山漁村体験施設	【略】
④⑤自然環境保全・活用施設	【略】
④⑦教養文化・知識習得施設	【略】
地域資源活用起業支援施設 ④⑨地域資源活用起業支援施設	【略】
地域資源循環活用施設 ④⑩リサイクル施設	【略】
④①自然・資源活用施設	【略】
地域住民活動支援促進施設 ④②高齢者・女性等地域住民活動生活支援促進機械施設	【略】
④⑥船舶離発着施設	【略】
⑤⑧景観・生態系保全整備	【略】

※ 事業の内容欄の附帯施設とは、門、柵、連絡道路、照明、水道、駐車場、看板等の施設とする。

2 要件

- (1) 実施要領別表の2の要件類別 2.8の要件欄の1の農村振興局長が別に定める場合とは、次のとおりとする。
- ア 1の表の事業メニュー欄の③⑨防災安全施設、④①地域資源活用交流促進施設、④②地域連携販売力強化施設、④⑥リサイクル施設及び④⑤自然・資源活用施設の事業の内容欄のアの施設について、次の要件に該当する場合は、核となる漁業集落と同一市町村内を実施地域の対象とすることができる。
- (7) 1の表の事業メニュー欄の④①防災安全施設、④⑥リサイクル施設及び④⑤自然・資源活用施設の事業の内容欄のアの施設については、漁村地域の環境負荷の低減や生活環境の改善に資することが確実であるものであること。
- (4) 1の表の事業メニュー欄の④②地域連携販売力強化施設については、核となる漁業集落における都市漁村交流の取組と一体的に行われるものであり、かつ、情報発信の前進基地としてその取組の紹介やPR活動が併せて行われるものであること。
- (7) 1の表の事業メニュー欄の④①地域資源活用交流促進施設（事業の内容欄の海洋深層水を体験するための多目的プール、シャワールーム、休憩室等の施設（以下この要件類別において「海洋深層水体験施設」という。）を除く。）については、核となる漁業集落における都市漁村交流の取組と一体的に行われるものであること。
- イ 1の表の事業メニュー欄の④⑤自然環境保全・活用施設及び④⑨地域資源活用起業支援施設については、核となる漁業集落における都市漁村交流の取組と一体的に行われるものについては、海域も実施地域の対象とすることができる。
- (2) 実施要領別表の2の要件類別 2.8の要件欄の2の農村振興局長が別に定める要件とは、次のとおりとする。
- ア 【略】
- イ 1の表の事業メニュー欄の④④農山漁村体験施設は、宿泊のみを対象とするものは交付の対象としない。また、当該漁村の所在市町村以外の地方公共団体が漁村滞在施設を整備する場合は、当該所在市町村と十分な調整を図ること。
- ウ 1の表の事業メニュー欄の④⑤自然・資源活用施設の事業の内容欄のア及びイの施設については、水産関係地方公共団体交付金等実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2630号水産庁長官通知）別表5の（2）のの実施要件欄に掲げる施設とする。
- エ 1の表の事業メニュー欄の⑤⑧景観・生態系保全整備の事業の内容欄のアの施設は、地方単独事業等（国の負担又は補助を得ないで実施する事業をいう。）のソフト事業（施設等を整備する事業以外のものをいう。）と一体的に実施するものとする。ただし、景観法（平成16年法律110号）第8条第2項に規定する景観計画区域及び同法第61条に

規定する景観地区においてはこの限りでない。

2.7

1 事業内容

本要件類別に該当する事業内容は、農村の空き家・廃校等地域資源を活用し、田舎暮らし希望者の受け皿や多機能な施設等して住みよい環境づくりを推進するために必要な施設等の整備とし、実施要領別表の1の要件類別欄に**2.7**が掲げられる事業メニューごとに次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

事業メニュー	事業の内容
農山漁村定住促進施設 ⑳農山漁村定住促進施設	【略】
地域住民活動支援促進施設 ㉑集落拠点強化施設	【略】

2 要件

- (1) 実施要領別表の2の要件類別**2.7**の要件欄の1の農村振興局長が別に定めるものとは、次のとおりとする。
- ア 要件類別**1.1**の要件欄の3に準ずるものとする。
- イ 一部に五法指定地域等を含む市町村において、五法指定地域の住民等が主な受益者又は利用者等となるものであって、その地域の活性化を図る観点と施設の利便性等を勘案し、五法指定地域等以外に㉑集落拠点強化施設を整備することが適当であると計画主体が認める場合にあっては、市町村の単位を対象とすることができるものとする。
- (2) 実施要領別表の2の要件類別**2.7**の要件欄の2の農村振興局長が別に定めるものとは、次のとおりとする。
- ア 1の表の事業メニュー欄の㉑農山漁村定住促進施設については、次の要件をすべて満たすものとする。
- (7)、(イ) 【略】
- イ 1の表の事業メニュー欄の㉑集落拠点強化施設については、以下のとおりとする。
- (7) ㉑集落拠点強化施設については、空き家・廃校等の地域資源を活用するとともに、地域の核となる施設とするため、福祉・教育・観光等と連携し、二以上の機能を有するものとする。
- (イ) ㉑集落拠点強化施設は、原則として集落拠点強化施設の受益地内にある既存施設及び設備（以下「既存施設等」という。）を廃止、統合、移転、移築、更新のいずれかを伴う再編（以下この要件類別において「再編」という。）を行うものとする。ただし、既存施設等の廃止のみをもって再編とすることはできない。
- (ウ) 既存施設等の移転又は移築（撤去費用等を含む）は、㉑集落拠点強化施設として整備する場合に限るものとする。なお、補助施設の移転又は移築については、原則として10年以上経過し、かつ、5年以上の活用が見込まれることを条件とする。
- (エ) ㉑集落拠点強化施設に係る既存施設等の更新については、次の要件をすべて満たすものとする。
- ① 【略】
- ② 更新する既存施設等は、㉑集落拠点強化施設としての機能を補完又は分担するものであること。
- ③ 【略】
- (オ)、(カ) 【略】

2.8

1 事業内容

本要件類別に該当する事業の内容は、**新用途米穀**の需要に応じた定着拡大に資することを目的とした機械・施設の整備及び推進活動とし、次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

事業メニュー	事業の内容
生産機械施設 ㉒高生産性農業用機械施設	【略】
処理加工・集出荷貯蔵施設 ㉓農林水産物処理加工施設	新用途米穀 の処理加工施設及びこれらの附帯施設の整備
㉔乾燥調製貯蔵施設	【略】
㉕農林水産物集出荷貯蔵施設	【略】
新用途米穀 生産製造連携	

規定する景観地区においてはこの限りでない。

2.9

1 事業内容

本要件類別に該当する事業内容は、農村の空き家・廃校等地域資源を活用し、田舎暮らし希望者の受け皿や多機能な施設等して住みよい環境づくりを推進するために必要な施設等の整備とし、実施要領別表の1の要件類別欄に**2.9**が掲げられる事業メニューごとに次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

事業メニュー	事業の内容
農山漁村定住促進施設 ㉖農山漁村定住促進施設	【略】
地域住民活動支援促進施設 ㉗集落拠点強化施設	【略】

2 要件

- (1) 実施要領別表の2の要件類別**2.9**の要件欄の1の農村振興局長が別に定めるものとは、次のとおりとする。
- ア 要件類別**1.3**の要件欄の3に準ずるものとする。
- イ 一部に五法指定地域等を含む市町村において、五法指定地域の住民等が主な受益者又は利用者等となるものであって、その地域の活性化を図る観点と施設の利便性等を勘案し、五法指定地域等以外に㉗集落拠点強化施設を整備することが適当であると計画主体が認める場合にあっては、市町村の単位を対象とすることができるものとする。
- (2) 実施要領別表の2の要件類別**2.9**の要件欄の2の農村振興局長が別に定めるものとは、次のとおりとする。
- ア 1の表の事業メニュー欄の㉖農山漁村定住促進施設については、次の要件をすべて満たすものとする。
- (7)、(イ) 【略】
- イ 1の表の事業メニュー欄の㉗集落拠点強化施設については、以下のとおりとする。
- (7) ㉗集落拠点強化施設については、空き家・廃校等の地域資源を活用するとともに、地域の核となる施設とするため、福祉・教育・観光等と連携し、二以上の機能を有するものとする。
- (イ) ㉗集落拠点強化施設は、原則として集落拠点強化施設の受益地内にある既存施設及び設備（以下「既存施設等」という。）を廃止、統合、移転、移築、更新のいずれかを伴う再編（以下この要件類別において「再編」という。）を行うものとする。ただし、既存施設等の廃止のみをもって再編とすることはできない。
- (ウ) 既存施設等の移転又は移築（撤去費用等を含む）は、㉗集落拠点強化施設として整備する場合に限るものとする。なお、補助施設の移転又は移築については、原則として10年以上経過し、かつ、5年以上の活用が見込まれることを条件とする。
- (エ) ㉗集落拠点強化施設に係る既存施設等の更新については、次の要件をすべて満たすものとする。
- ① 【略】
- ② 更新する既存施設等は、㉗集落拠点強化施設としての機能を補完又は分担するものであること。
- ③ 【略】
- (オ)、(カ) 【略】

3.0

1 事業内容

本要件類別に該当する事業の内容は、**新規需要米（米粉・飼料用米等）**の需要に応じた定着拡大に資することを目的とした機械・施設の整備及び推進活動とし、次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

事業メニュー	事業の内容
生産機械施設 ㉘高生産性農業用機械施設	【略】
処理加工・集出荷貯蔵施設 ㉙農林水産物処理加工施設	新規需要米（米粉・飼料用米等） の処理加工施設及びこれらの附帯施設の整備
㉚乾燥調製貯蔵施設	【略】
㉛農林水産物集出荷貯蔵施設	【略】
新規需要米 生産製造連携	

支援
 ◎**新用途米**生産製造
 連携支援
新用途米生産・流通に係る計画の策定、製品市場動向分析及び製品開発研究等、
 施設整備と併せて行う**新用途米**の定着拡大に必要な活動支援

2 事業実施主体 【略】
 3 要件

実施要領別表の2の要件類別**2.8**の要件欄の2の農村振興局長が別に定める要件とは、次のとおりとする。
 (1)第2の4の計画主体が指定した者である民間事業者が本要件類別に該当する事業を実施する場合には、認定計画の対象とする生産者の水田面積がおおむね5ha以上であることとする。
 (2)⑱高生産性農業用機械施設のうち普通型コンバインは、生産者の水田面積がおおむね50ha以上の共同利用機械に限る。

2.9

1 事業内容
 本要件類別に該当する実施要領別表の1の事業メニュー欄の④自然・資源活用施設の事業内容は、次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

事業メニュー	事業の内容
地域資源循環活用施設 ④自然・資源活用施設	【略】

2 要件
 実施要領別表の2の要件類別**2.9**の要件欄の2の農村振興局長が別に定める要件とは、地域における温室効果ガス排出の削減方策等をまとめた計画が定められているとともに、整備する施設が当該計画に位置付けられていること及び施設整備による温室効果ガス排出量の削減目標を設定することとする。また、設定した当該目標の達成状況については、実施要領第8に定める事後評価の実施の際に評価を行うこととする。

3.0

1 事業内容 【略】

事業メニュー	事業の内容
農地等補完保全整備 ⑤小規模農林地等 保全整備	【略】

2 要件
 実施要領別表の2の要件類別**3.0**の要件欄の3の農村振興局長が別に定める要件とは、次のとおりとする。
 (1)～(3) 【略】

3.1

1 事業内容
 (1)、(2) 【略】

事業メニュー	事業の内容
生産機械施設 ⑮新規作物導入支援施設	【略】
⑯育苗施設	【略】
【削る】	【削る】
⑰営農飲雑用水施設	【略】
⑱高生産性農業用機械施設	【略】
⑲農業経営改善安定機械施設	【略】

支援
 ◎**新規需要米**生産製造
 連携支援
新規需要米生産・流通に係る計画の策定、製品市場動向分析及び製品開発研究等、
 施設整備と併せて行う**新規需要米**の定着拡大に必要な活動支援

2 事業実施主体 【略】
 3 要件

実施要領別表の2の要件類別**3.0**の要件欄の2の農村振興局長が別に定める要件とは、次のとおりとする。
 (1)第2の4の計画主体が指定した者である民間事業者が本要件類別に該当する事業を実施する場合には、認定計画の対象とする生産者の水田面積がおおむね5ha以上であることとする。
 (2)⑳高生産性農業用機械施設のうち普通型コンバインは、生産者の水田面積がおおむね50ha以上の共同利用機械に限る。

3.1

1 事業内容
 本要件類別に該当する実施要領別表の1の事業メニュー欄の⑥自然・資源活用施設の事業内容は、次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

事業メニュー	事業の内容
地域資源循環活用施設 ⑥自然・資源活用施設	【略】

2 要件
 実施要領別表の2の要件類別**3.1**の要件欄の2の農村振興局長が別に定める要件とは、地域における温室効果ガス排出の削減方策等をまとめた計画が定められているとともに、整備する施設が当該計画に位置付けられていること及び施設整備による温室効果ガス排出量の削減目標を設定することとする。また、設定した当該目標の達成状況については、実施要領第8に定める事後評価の実施の際に評価を行うこととする。

3.2

1 事業内容 【略】

事業メニュー	事業の内容
農地等補完保全整備 ⑦小規模農林地等 保全整備	【略】

2 要件
 実施要領別表の2の要件類別**3.2**の要件欄の3の農村振興局長が別に定める要件とは、次のとおりとする。
 (1)～(3) 【略】

3.3

1 事業内容
 (1)、(2) 【略】

事業メニュー	事業の内容
生産機械施設 ⑯新規作物導入支援施設	【略】
⑰育苗施設	【略】
⑱農林水産物運搬施設	農林水産物の栽培管理に必要な資材や収穫物を運搬するための機械施設及びこれらの ⑲営農飲雑用水施設 ⑲農業経営改善安定機械施設
⑲営農飲雑用水施設	【略】
⑳高生産性農業用機械施設	【略】
㉑農業経営改善安定機械施設	【略】

【削る】	【削る】
㉑林業機械施設	【略】
㉒特用林産物生産施設	【略】
㉓種苗生産・蓄養殖施設	【略】
処理加工・集出荷貯蔵施設 ㉔農林水産物処理加工施設	【略】
㉕乾燥調製貯蔵施設	【略】
㉖農林水産物集出荷貯蔵施設	【略】
地域資源活用総合交流促進施設 ㉗受入機能強化施設	【略】

2 交付額算定交付率

実施要領別表の2の要件類別 3.1 の交付額算定交付率欄の農村振興局長が別に定める場合及びその定める率とは、次のとおりとする。

(1)、(2) 【略】

3 助成対象者

融資主体型支援の助成対象者は農林漁業者等の組織する団体のうち農業者の組織する団体及び参入法人とする。ただし、1の表の事業メニュー欄の㉑農業経営改善安定機械施設については、特定農山村法第5条に規定する農業経営改善安定計画の認定がなされた農業者の組織する団体とする。

4 要件

実施要領別表の2の要件類別 3.1 の要件欄の農村振興局長が別に定める要件とは、次のとおりとする。

(1) 対象地域が五法指定地域等及び要件類別 1.1 の要件等欄の3に準ずる地域であること、若しくは要件類別 2 の㉓受入機能強化施設の農林水産物処理加工施設に相当する施設の整備、又は要件類別 1.0 の㉒高生産性農業用機械施設、㉔農林水産物処理加工施設及び㉕農林水産物集出荷貯蔵施設に相当する施設の整備であること。

(2) 融資主体型支援

ア、イ 【略】

ウ 1の表の事業メニュー欄の㉑農業経営改善安定機械施設については、原則として、助成対象者が当該施設を利用する農業者にリースすることを条件とし、また、要件類別 1.2 の要件等欄の4の(2)のイからキの要件を満たすものであること。

(3) 【略】

㉑農林業基盤整備用機械	農業用排水路や林道の改修等のための機械及びこれらの附帯施設の整備
㉒林業機械施設	【略】
㉓特用林産物生産施設	【略】
㉔種苗生産・蓄養殖施設	【略】
処理加工・集出荷貯蔵施設 ㉕農林水産物処理加工施設	【略】
㉖乾燥調製貯蔵施設	【略】
㉗農林水産物集出荷貯蔵施設	【略】
地域資源活用総合交流促進施設 ㉘受入機能強化施設	【略】

2 交付額算定交付率

実施要領別表の2の要件類別 3.3 の交付額算定交付率欄の農村振興局長が別に定める場合及びその定める率とは、次のとおりとする。

(1)、(2) 【略】

3 助成対象者

融資主体型支援の助成対象者は農林漁業者等の組織する団体のうち農業者の組織する団体及び参入法人とする。ただし、1の表の事業メニュー欄の㉑農業経営改善安定機械施設については、特定農山村法第5条に規定する農業経営改善安定計画の認定がなされた農業者の組織する団体とする。

4 要件

実施要領別表の2の要件類別 3.3 の要件欄の農村振興局長が別に定める要件とは、次のとおりとする。

(1) 対象地域が五法指定地域等及び要件類別 1.3 の要件等欄の3に準ずる地域であること、若しくは要件類別 4 の㉓受入機能強化施設の農林水産物処理加工施設に相当する施設の整備、又は要件類別 1.2 の㉒高生産性農業用機械施設、㉔農林水産物処理加工施設及び㉕農林水産物集出荷貯蔵施設に相当する施設の整備であること。

(2) 融資主体型支援

ア、イ 【略】

ウ 1の表の事業メニュー欄の㉑農業経営改善安定機械施設については、原則として、助成対象者が当該施設を利用する農業者にリースすることを条件とし、また、要件類別 1.4 の要件等欄の4の(2)のイからキの要件を満たすものであること。

(3) 【略】

附 則

この通知は、平成27年4月9日から施行する。